教職大学院認証評価 自己評価書

令和6年6月

茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻

目 次

Ι	教職大学院	その現況・	• •	• •	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π	教職大学院	完の目的・				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
Ш	[教職大学院	をの3つの	ポリ	シー		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
IV	7 前回評価カ	らの状況	!・経	緯・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
V	教職大学院	この強み、	特長			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
V	I 前回評価の)指摘事項	の対	応状	況・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
VI	Ⅰ 基準ごとの)自己評価	ī																
	基準領域1	学生の受	入れ			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	6
	基準領域 2	教育の課	程と	方法		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
	基準領域3	学習成果				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3 0
	基準領域4	教育委員	会等	との	連携	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
	基準領域 5	学生支援	と教	育研	究環	境	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3 6
	基準領域6	教育研究	実施	組織		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4 3
	基準領域7	点検評価	iと情	報公	表•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4 9
VII	I 法令要件事	耳項の確認	ļ • •			•	•	•					•	•	•	•	•	•	5 2

- I 教職大学院の現況
- (1) 教職大学院(研究科・専攻)名: 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻
- (2) 所在地: 茨城県水戸市文京 2-1-1
- (3) 設置年度、直近の改組等年度: 設置年度 平成28年度、 直近の改組等年度 令和3年度
- (4) 入学定員数(令和6年5月1日現的: 入学定員数 43人

Ⅱ 教職大学院の目的

茨城大学大学院学則(抄)

(目的)

第1条 茨城大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

(専門職学位課程における教育の目標)

第2条の3 専門職学位課程の教育は、高度な専門職業人としての倫理観・使命感を有し、多様な子どもを深く 理解してすべての子どもの力を伸ばす高い実践力を有するとともに、社会や地域の教育課題を理論的に追究して学校内外の人々と協働して解決に取り組むことができるカリキュラム・マネジメント力を備えた教員を養成することを目指して行うものとする。

茨城大学大学院教育学研究科規程(抄)

(目的)

- 第2条 研究科の教育研究上の目的は以下のとおりとする。
- (1) 多様な子どもを深く理解し、すべての子どもの力を伸ばす高い実践力を有する教員を養成すること。
- (2) 社会や地域の教育課題を理論的に追求し、学校内外の人々と協働して解決に取り組むことのできる教員を養成すること。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

本教職大学院は平成28年度に教育学研究科の一専攻として「教育実践高度化専攻(教職大学院)」(入学定員: 15名)を開設し、修士課程と専門職学位課程とが共存する状況が続いたが、令和3年度にそれまでの修士課程であった特別支援領域、教科領域、養護領域をすべて専門職学位課程に統合した。そのため、前回評価を受けた際の3つのポリシーから、当時の「いばらき教育プラン」を参照して、多様性のある子どもたちが自分らしく輝くことのできる社会に対応すべく、「誰も置き去りにしない、全ての子どもの力を伸ばす教員の育成を目指して」を指導理念(コンセプト)として、すべての6つのコースを統合するポリシーへと改変した。改組後に制定した3つのポリシーは以下のとおりである。

- (1) ディプロマ・ポリシー (平成29年3月13日制定) (令和3年2月24日改定)
- ①子どもを深く理解できる力

子どもの諸能力・技能を多面的に評価するとともに、子どもの願いや苦悩に寄り添い、またその背景にある環境にも目を配りながら、子どもの真の学習ニーズを理解できる力

②広い視野

社会の変化やニーズと子どもの実態を踏まえながら、同僚や様々な人と協働し、学際的・多面的な広い視野で 教育上の課題を探求できる力

③深い専門性

子ども理解や広い視野に基づく教育上の課題と自分の専門分野を結び付けて、その課題解決のための方法をさらに深く追究できる力

- (2) カリキュラム・ポリシー (平成29年3月13日制定) (令和3年2月24日改定)
- ①共通科目としての5領域(「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導、教育相談に関する領域」、「学級経営、学校経営に関する領域」及び「学校教育と教員の在り方に関する領域」)に加えて、第6領域「学校改善と校内研修に関する領域」によって学校全体に貢献できる力を育成するとともに、各コースの専門科目及び実習科目によって、教育者としての使命感と豊かな人間性を有し、子ども理解に基づく高度な専門性を有する実践力を身に付けさせる。
- ②教育課程の編成・実施に関する領域には、カリキュラム・マネジメント能力に関わる6コース共通の科目を設けるほか、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域及び学校改善と校内研修に関する領域では三つの能力の基礎となる内容を備えたコース共通の科目を設ける。
- ③専門科目については、三つの能力を身に付けさせるために、コース別で学ぶ科目に加え、コース間を融合した 科目を設定する。
- ④共通科目、専門科目ともに、講義と演習を有機的に組み合わせ、能動的な学修を行えるようにする。学修の成果は、授業中の発表、レポート、テスト等により適切に評価するとともに、実習においてその成果が発揮できるかどうかを評価する。
- ⑤実習科目においては、高度専門職業人としての知識、技能及び自立的に課題を発見し、解決できる実践力を身に付けさせるために、学校等の教育関連現場における実習と省察を重視し、各コースの専門性に応じた理論と 実践の架橋・往還する力を身に付けさせる。
- ⑥単位の実質化を図り、各授業科目の到達目標及び明確な成績評価基準に基づく厳格な成績評価を行うとともに、 学修成果の可視化に努め、教職員と学生の相互協力と点検により不断の教育改善を推進する。

- (3) アドミッション・ポリシー (平成29年3月13日制定) (令和3年2月24日改定)
- ①学部新卒学生等については、教職に対して明確な志望動機を有し、同僚性を育み、学校内の多様な教育活動に おいて活躍する意欲と能力を有すること。
- ②現職教員については、ミドルリーダーあるいはスクールリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードする 意欲と能力を有すること。

IV 前回評価からの状況・経緯

平成 28 年度に専門職学位課程である「教育実践高度化専攻(教職大学院)」(入学定員:15 名)を開設し、主に小・中学校教員を対象とした、「学校運営コース」、「教育方法開発コース」、「児童生徒支援コース」の3つのコースを設置した。令和元年度には教職大学院認証評価を受け、適合していると認定された。一方で、本教職大学院設置以降、平成 27 年 12 月には中央教育審議会から「3つの答申」が出され、新たな教育課題とそれを克服するために必要な教員像が提示された。さらに、平成 29 年 8 月の有識者会議報告書の中で、教職大学院に求められる新たな役割も示された。このような新しく提起された教育課題に応えるため、令和 3 年度には、既存の教員養成系大学院(修士課程)における障害児教育専攻、教科教育専攻及び養護教育専攻の募集を停止し、それまでの特別支援領域、教科領域、養護領域の内容を教職大学院に移行するための改組を行った。すなわち、これまでの3コースに加え、「特別支援科学コース」、「教科領域コース」、「養護科学コース」の3コースを新たに設置し、計6コースからなる教職大学院へと拡充した。このことにより、小・中学校の教員養成に加えて、高等学校教員、特別支援学校教員、養護教諭を含めた教員の高度化が図られている。

V 教職大学院の強み、特長

令和元年度の教職大学院認証評価において、本教職大学院は、ミドルリーダーの育成、チーム・ティーチングによる授業、適応指導教室を活用した実習科目、茨城県教育研修センターや茨城県教育委員会との実質的な連携などが高く評価された。このような改組前の特長を残しつつも、新たなコースを加えた改組によってさらなる強みや特長を出せるようにした。

1つは、学部からの接続を意識した6コース設計である。教員養成機能の多くは学部が担っているともいえることから、教職大学院での成果を学部教育に還元しやすくするために、学部における課程やコースに対応したコース設計としている。本教職大学院は現職教員学生に比べて学部新卒者等の学生が占める割合が高いのも特長であり、学部における課程やコースに対応したコースとなっていることで、学部学生が大学院への進学をイメージしやすい効果がある。加えて、大学院での授業担当や学生指導において、専任教員だけでなく、兼担教員も積極的に関与することを可能とし、学部と大学院が分離することなく、一体化した取り組みとなっている点に強みがある。

2つ目は、上記とも関連するが、6コースになったことで多様なニーズに応える教職大学院となっている。すなわち、これまであった管理職養成のための学校運営コースに加え、中学校から高等学校まで教員養成を意識した教科領域コース、特別支援教育を専門的に学ぶ特別支援科学コース、養護教育を専門的に学ぶ養護科学コースが改組後に加わったことで、幅広い専門性に対応できる大学院となったことである。

3つ目は、これらの多様性を活かして、コースや教科といった専門性に閉じることなく、同僚と協働し、地域や保護者と連携し、社会の様々な専門性を有する者の力を教育に活かすことのできる資質・能力を有した教員の高度化を図るために、教科領域等を横断した科目である「コース間融合科目」を専門科目と実習科目に設定していることも本教職大学院の特色である。これにより教科・分野横断的視点をもった教材開発力の育成と多様な子どもに対する教育課題への対応に取り組んでいる。そのため、院生室においてもコースや教科を分けることなく、一つの部屋でともに協働しながら学べるように、模擬職員室というコンセプトのもとで「共通院生室」を整備している点も特長となっている。

4つ目は、実習科目において、実習の場を学校に限定せず、多様な実習の在り方を実践していることにある。 改組前から適応指導教室を活用した実習が行われてきたが、改組後はこれに加えて、放課後児童クラブや社会教 育施設(水族館や歴史館、美術館など)、幼稚園や病院など学校以外の場で実習することで、学校外の子どもの姿 や学校と地域との連携、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取り組みを行っている点に特長がある。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準 指摘事項

3 - 5

各授業のシラバスにおいて、学部新卒学生と現職教員学生とで、授業における到達目標は区 別されていない。教職経験に差異があることから学部新卒学生と現職教員学生との到達目標を 明示するよう検討されることを期待したい。

改善等の状況

各授業のシラバスにおいて、到達目標を学部新卒学生と現職教員学生に分けて表記するように改めた。

(旧) 基準 指摘事項

4 - 2

今後は、修了生へのヒアリングや追跡調査を確実に実施し、学習の成果が学校等に還元され ているかについてしっかりと把握し、カリキュラムの改善につなげていくことを期待したい。

改善等の状況

第2期、第3期生を対象とした修了生及びその赴任先に調査を実施し、学習成果が還元されているか把握 するとともに、教職大学院に関わる全ての教員に対して周知して、教職員間の共通理解を図った。

(旧) 基準 | 指摘事項

6 - 1

ただし、現在女性教員は1名のみであり、今後、教員の男女比についても配慮された人事が 行われることを期待したい。

改善等の状況

専任教員のうち、女性教員は3名となり、男女比は7%から12%へとやや改善した。教員採用選考におい ては、女性教員を増やす取り組みを実施している。

(旧) 基準 指摘事項

8 - 3

ウェブページは「告知」的な内容が多く、更新する頻度も低いことから、ウェブページの 社会に対する機能的側面に鑑み、提供する情報内容及び更新頻度について改善されるよう期 待したい。

改善等の状況

広報の小委員会を組織し、ウェブページの改変を行い、告知情報以外の活動報告を更新するよう改善した。 「年報」も電子版をウェブページ内に加えた。

(旧) 基準 指摘事項

9 - 1

専攻内に設置されている「自己点検・評価委員会」が、教職大学院独自の FD 活動と関連させ ながらより一層教育改善を推進していく役割を果たすことを期待したい。

改善等の状況

研究科全体が教職大学院の一専攻となり、点検評価は、大学院専門委員会の中に設置された教務・点検評 価小委員会が担当し、教職大学院に関わる全教職員を対象とした FD/SD 活動を組織的に実施している。

(旧) 基準 ┃ 指摘事項

9 - 2

今後は教職大学院独自の FD 活動等が日常的・組織的になされるよう工夫改善されることを 期待したい。

改善等の状況

前述のように教職大学院に関わる全ての教職員を対象とした独自の FD/SD 活動を学期ごとに1~2回の頻 度で組織的に実施している。

VII 基準ごとの自己評価

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した 学生の受入れを行っていること。

観点1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

令和3年度から6コース体制の教職大学院となって学生を受け入れている。具体的には、学校運営コース(7人)、教育方法開発コース(4人)、児童生徒支援コース(4人)、教科領域コース(22人)、特別支援科学コース(3人)、養護科学コース(3人)の6コースで、入学定員は43人である。学校運営コースは現職10年以上の現職教員、その他のコースは現職教員と学部新卒者を対象にしている。各コースの教育の特徴としては、学校運営コースは「学校のマネジメント能力を備えたスクールリーダーの育成」、教育方法開発コースは「児童生徒理解を基盤とした効果的な授業を実践し、学校の授業研究をリードする力の育成」、児童生徒支援コースは「生徒指導上の問題に対し、協働して問題解決を図れるリーダー的資質の育成」、教科領域コースは「教科内容の深い理解に基づいた教材開発力の育成」、特別支援科学コースは「アセスメント能力と教材開発力を高めて特別支援の実践をリードする教員の育成」、養護科学コースは「養護教諭の専門性を軸に、幅広い視野で児童生徒の心身の健康を支援できる力を育成」が挙げられ、学部からの接続を意識した設計としている(資料1、資料2)。

また、他の教科の教員免許状を追加で取得することを希望する者には、教育学部の教職課程の授業科目を履修し、単位を修得することにより教員免許状の所要資格を得ることができる「教員免許取得支援プログラム」を設けている(資料2 P.11)。また、入学後に海外留学をすることも認めており、多様かつ広い知見を有する学生の育成を達成するための柔軟な対応を行っている。

なお、標準修業年限は2年とするが、現職教員(大学院設置基準第14条による教育方法を適用する者を除く)、 経済的事情等を有する学部新卒者等に対する長期履修制度(3年修了)を設定している。ただし、教員免許取得 支援プログラムを目的とした長期履修制度の利用は認めていない。

《必要な資料・データ等》

資料 1 令和 6 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教職大学院案内

資料 2 令和 6 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻学生募集要項

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜方法及び審査基準

本教職大学院では、学生募集要項(前掲資料2)及び公式ウェブサイトにおいて示しているアドミッション・ポリシーに基づき、下記に示す試験科目及び配点によって、コースごとに入試を実施している。

表	:	記	、颗	枓	Ħ	及	OF	90	1,7	ス	

	試験科目		
受験者区分	論述試験	口述試験	合計
	10:30~12:10	13:00~	
現職教員	100 点*	200 点	300 点

学部新卒者等 100 点 200 点 300 点

*現職教員のうち、国、地方公共団体及び茨城大学教育学部附属学校園からの派遣による者は、論述試験を免除し、満点とする。

(出典:令和6年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻学生募集要項 P.7)

試験問題としては、選抜の公平性と平等性を確保すべく、学修基盤の知識・技能と論理的思考・記述能力を測る 論述試験と、上記の知識・能力と併存する教育活動力と意欲・展望を測る口述試験を実施している。出願時には、 志望動機と学修計画概要の他に、現職教員には教育実践報告書を、学部新卒者には卒業研究概要を課し、これらに より、口述試験においてアドミッション・ポリシーに掲げたそれぞれの力量を評価している。

(2) 入学者選抜の組織体制に関する公正な実施

入学者選抜は「茨城大学大学院教育学研究科委員会細則」(資料 3)第 6 条の規定に基づき設置の「茨城大学大学院教育学研究科委員会専門委員会」(資料 4)が所掌しており、その実施体制は「茨城大学大学院教育学研究科運営要領」第 15(資料 5)に定められている。入学者選抜では、専門委員会で定められた「教育学研究科入学試験等実施スケジュール」(資料 6)に基づき、役割分担、日程、準備の確認等を決定している。大学院設置時の 3 コース入試と入試項目は変わっていないが、6 コースになり入学者も入試に関わる教員も増えたため、より入試の公平性を担保する必要が生じた。特に教科領域コースでは各教科の専任教員と兼担教員が入試に関わるため、各教科での判定結果を更に専任教員の会議にかけ、入試実施方法から点数の判定まで細かく議論することで、公平性と平等性を確保するようにしている。このように、試験問題作成と採点・評価には複数の担当者が携わることで、入学者選抜の公平性と平等性を確保している。

(3) 公平性、平等性、開放性の確保のための情報発信

入学者選抜の情報は、教職大学院案内等で毎年公表し、年度当初に茨城県教育委員会を通して現職教員へ周知している。また、入試情報は、本教職大学院ホームページだけでなく、県内の私立大学にも毎年周知するなど、幅広い層に情報発信を行うことで、公平性・平等性・開放性を確保している。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 2 令和 6 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻学生募集要項

資料3 茨城大学大学院教育学研究科委員会細則

資料 4 茨城大学大学院教育学研究科委員会専門委員会内規

資料 5 茨城大学大学院教育学研究科運営要領(抜粋)

資料6 令和6年度教育学研究科入学試験等実施スケジュール

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、平成28年度の設置以降、各年度の入学定員充足率は90%以上を確保しており、入学定員を43人に増員した令和3年度以降も、引き続き入学定員充足率が90%を超えるなど、順調な定員確保状況とな

っている。

表 過去5年間の本教職大学院の入学定員充足率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
93.3%	93.0%	90.7%	107.0%	93.0%

(出典:資料7 コース別、学部卒学生・現職派遣教員別の入学者数(直近5年分))

現職派遣教員については学校運営コースを中心に毎年 12 名程度の入学者となっており、各コースについても概ね入学定員を満たしている(資料7)。これは、教育関係各所に対しての広報活動を行ってきた成果である。現職派遣教員については、大学院専門委員会の入試・広報小委員会が茨城県高校教育課を訪問しパンフレットとともに説明したり、小・中学校、義務教育学校には元校長経験者の実務家教員が県内の事務所に対して広報活動を行ったり、特別支援学校には特別支援科学コースの教員が関係各所に説明に行ったりするなど、大学院のコース内容に合わせた取り組みを行っている。学部新卒者については、本学教育学部の学部生に対する説明会を実施しているほか、令和5年度からは学部生の新年次のガイダンス時に教職大学院案内を配布するなど、学部との接続を意識した取組を実施している。加えて、県内の私立大学である茨城キリスト教大学と常磐大学に対しても、毎年度担当教員に本教職大学院に係る情報提供を行うなど、他大学の学部新卒者の確保の方策も実施している。

令和5年度からは、広報をさらに確たるものとするための新たな取り組みとして、「ホームカミングデイ」を毎年度末に実施する「教育実践フォーラム」(在学生による研究成果報告会で特別講演やシンポジウムを組むこともある行事)の後に実施した(資料8)。この行事に修了生を招待し、彼らを介しての広報を強化することとしている。学修成果の発信とその成果の継承・拡散によって、本教職大学院の存在をアピールし、中長期的な入学者の確保を目指している。

《必要な資料・データ等》

資料7 コース別、学部卒学生・現職派遣教員別の入学者数(直近5年分)

資料8 令和5年度教育実践フォーラム開催案内・報告

(基準の達成状況についての自己評価:A)

アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法及び実施体制を構築しており、実施に当たっては、専門委員会が所管し、試験問題の作成から合否判定、合格発表に至るまで厳正な手続きを経て行っている。これは、「茨城大学大学院教育学研究科運営要領」により定められた実施体制に則ったもので、入試実施における、公平性、平等性、開放性を充足するものである。入学定員充足率は、令和2年度から令和6年度にかけて、90%以上の入学定員充足状況を保っている。加えて、更なる入学者の確保のために、学部新卒者及び現職派遣教員それぞれに対する取組を実施している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域2 教育の課程と方法

基準2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに 重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) カリキュラム・マネジメント能力を備えた三つの力(深い専門性・広い視野・子どもを深く理解できる力) の育成

本教職大学院の目指す教員像である「誰も置き去りにしない、全ての子どもの力を伸ばす教員の育成」を達成するために、各教科・分野における「深い専門性」を高めるとともに、それぞれの「深い専門性」に閉じることなく、同僚、地域や保護者などと協働・連携する「広い視野」、その根底には、「子どもを深く理解できる力」により、多様性のある子どもの実態を捉える能力が必要となる(前掲資料1)。

そこで、教育課程における科目区分を「共通科目」「専門科目」「実習科目」とし、「専門科目」に「コース別科目」とコース間で学び合う「コース間融合科目」を、「実習科目」にも「コース別実習」と「コース間融合実習」を配置した(カリキュラム・ポリシー①、②、③)。「コース別」の科目では「深い専門性」を、「コース間」の科目では「広い視野」の育成を、「共通科目」を含むすべての科目区分の中で「子どもを深く理解できる力」の育成図っている。

(2) 学生の多様なニーズにこたえる6つのコース

本教職大学院では以下に掲げる特色を持つ6つのコースから構成されている。学校運営コースを除いて、学部の課程やコースに対応した大学院への接続を意識した設計になっている(前掲資料1)。

系	コース名	特色
	学校運営コース	学校のマネジメント能力を備えたスクールリーダーの育成
実践系	教育方法開発コース	児童生徒理解を基盤とした効果的な授業を実践し、学校の授業研究をリードする力の育成
	児童生徒支援コース	生徒指導上の問題に対し、協働して問題解決を図れるリーダー的資質の育成
	教科領域コース	教科内容の深い理解に基づいた教材開発力が図れる教員の育成
内容系	特別支援科学コース	アセスメント能力と教材開発力を高めて特別支援の実践をリードする教員の育成
	養護科学コース	養護教諭の専門性を軸に、幅広い視野で児童生徒の心身の健康を支援できる力の育成

表 本学教職大学院におけるコースとその特色

(出典:茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻ウェブサイト)

なお、カリキュラム編成上、学校運営・教育方法開発・児童生徒支援コースを「教育実践の深化」を図る実践系3コース、教科領域・特別支援科学・養護科学コースを「教育内容の深化」を図る内容系3コースとし、同系内のコース間融合を強め、地域の中にある様々な教育課題に対して、協働して課題解決に取り組むことができる教員養成プログラムとした(カリキュラム・ポリシー④、⑤)。

(3) 教科・領域横断的な授業科目の設置

広い視野をもって協働・連携して課題に取り組むことができるようにするため、教科・領域横断的な授業科目として「コース間融合科目」を配置している(カリキュラム・ポリシー③)。専門性の異なる複数分野の教員が授業を担当するだけでなく、専門性の異なる学生も互いに学び合う場となっている。

実習科目の「コース間融合実習」を中心として、学校以外での実習の場を設けていることも本教職大学院の特色の一つである(カリキュラム・ポリシー③)。例えば、適応指導教室(児童生徒支援コース)、茨城県立歴史館や茨城県近代美術館などの社会教育施設(内容系3コース)、放課後児童クラブ(内容系3コース)、水戸済生会

総合病院(内容系3コース)が実習の場となっている。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 1 令和 6 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教職大学院案内

観点2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、 どのような工夫をしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 各授業科目との関連

カリキュラム・マネジメント能力に関しては、共通科目で6コース共通の必修科目として設定した上で、各コースの専門性に応じて、「子どもを深く理解できる力」、「深い専門性」、そして「広い視野」の3つの資質・能力の養成が担保されるように、「共通科目」「専門科目」「実習科目」で構成される全体のカリキュラムの中で修得させるようにしている(資料9、カリキュラム・ポリシー②、③)。「課題研究」は、専門科目で設置された演習科目を履修しながら、2年間の学びのなかで教育実践に資する研究成果が論述された「実践研究報告書」(資料10)を作成し、年度末に開催される「教育実践フォーラム」にて研究成果の発表機会を設けている。研究成果の概要は「年報」として冊子体及び電子媒体で公表している。

各コースで履修モデルを示し、体系的な教育課程が理解しやすいようにコースツリーを作成している(資料 9 P. 39)。いずれのコースも「共通科目」を起点として、「専門科目」と「実習科目」が往還するように構成されている。理論と実践を往還するために、専門科目の中には実習科目での実践を振り返り、自らの研究課題を探求し、課題解決と成果発表につなげていく授業科目を配置している(カリキュラム・ポリシー⑤)。

(2) 実践系3コース及び内容系3コースでの教育課程の流れ

実践系3コースでは、共通科目や専門科目で学んだ理論を実践で確認し、実践的課題を見出す場として、1年次前期に実習科目『課題発見実習』を設けている。そこで得られた自らの実践的課題を1年次後期以降のコース別実習で取り組んでいき、改善と具体化を図りながら研究課題の解決のために、実習での取り組みとその成果を省察していき、その成果のまとめとして実践研究報告書の作成と教育実践フォーラムへの発表へと導いている。

内容系3コースでは、共通科目や専門科目での学びを踏まえ、1年次前期より実習科目(コース間融合実習) 『教材開発実習 I A・I B』 が展開される。ここでは、専門性に閉じずに視野を広げて俯瞰的な視点から自らの研究課題を捉え直す機会としている。これと並行しながら、コース別実習が展開されることで専門性を深めていき、自らの研究課題を探索していく。その後は、広げた視野と深めた専門性をもとに課題解決に向けて取り組んでいき、その成果のまとめとして実践研究報告書の作成と教育実践フォーラムへの発表へと導いている。

《必要な資料・データ等》

資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

資料 10 実践研究報告書

観点2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないために どのような方策をとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育課程編成のなかで、研究者教員と実務家教員、教科専門と教科教育の教員といったチーム・ティーチング 授業を取り入れることで、特定の学問領域に特化せずに互いの資質と特徴を向上させる工夫がなされている。さ らに、本教職大学院における特色の一つである「コース間融合科目」の設置により、専門性の異なる複数分野の 教員が授業を担当することで、互いの専門性を融合及び補完させながら、教員としての新たな視野を広げる取り組みを行っている(前掲資料1)。例えば、授業実践場面から多角的に子どもを深く捉えるための教育学と心理学の横断的科目(例:『子ども理解と学習支援』)、教科専門性の視点から特別なニーズのある子どもの支援を考える教科専門と特別支援教育の融合的科目(例:『読み・書き・計算のつまずきと支援』)、複数の教科専門教員が一つのテーマで取り組むことで教科横断的視点を養うことを目的とした教科横断的科目(例:『防災を含む安全に関する教育』)などを配置している(前掲資料9)。これにより、教員個人が有している専門性に閉じることなく、その専門性を広げることに寄与し、ひいては学校や地域、そして社会に存在している様々な課題の解決に活用できる力の育成をねらっている。上記の教育課程により、特定の学問領域に専門特化しない形での授業の履修が行われている(資料11)。

学生の指導体制においても、学生1人につき1名の主となる指導教員のほかに、1名以上の副指導教員を配置することで複数指導体制となっている(前掲資料9、資料12)。とりわけ、教科領域コースにおいては、専門教科以外の教員が指導教員に含まれる体制をとっており、専門科目以外の広い視野から指導するように工夫されている。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 1 令和 6 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教職大学院案内

資料 11 令和 5 年度科目別履修登録状況

資料12 令和5年度指導教員届

(基準の達成状況についての自己評価:A)

多様な学びのニーズに応えるために6つのコースを設置し、各コースの専門性に応じて、ディプロマ・ポリシーに掲げた「子どもを深く理解できる力」、「深い専門性」、そして「広い視野」の3つの資質・能力の養成が担保されるように、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。とりわけ、専門性の異なる複数分野の教員が授業を担当する「コース間融合科目」は本教職大学院の特色の一つであり、特定の学問領域に専門特化せずに互いの資質と特徴を向上させる工夫がなされている。当該特色を活かすために、6コースを実践系3コース、内容系3コースに分類し、同系内のコース間融合を強めつつ、共通科目、専門科目、実習科目を体系立てて配置している。また、チーム・ティーチングによる授業の実施、履修モデルの明示等の学生指導の実施により、当該カリキュラムの実質化も図っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準2-2

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。
- **観点2-2-1** 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、設置目的及び茨城県の要望や要請を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づき授業内容を 設定している(前掲資料9)。各重点項目は以下のとおりである。 CP①② 共通科目は、学部新卒学生と現職教員学生の全員が受講する。教職大学院における学修の土台となる部分であり、その授業内容は、学修歴や教職経験等に配慮しつつ、すべての学生が共有すべき基礎・基本にかかわるものとなっている。授業では、現職教員学生は豊かな経験をもとにして現実的な観点から、学部新卒学生は理論・理念・理想的な観点から意見を出し合うことで、互いの思考や視野を拡大しながら課題を明確にしていくプロセスを重視し、それぞれの長所を最大限に引き出し、双方向的なやりとりを通じた学修となるよう配慮している。

CP③④⑤ 選択科目は、学生の自己課題の形成過程の段階に応じ、自律的・主体的な学びの履歴の構築を目指した多様な授業が展開されている。そして、授業の目的に応じて、選択する学生の特性を活かす授業が展開されている。現職教員学生を中心とした、より現実的で、深い論議を志向する授業や、学部新卒学生を中心とした理念や理想を追求する自由闊達な意見を交流する授業、また、現職教員学生が学部新卒学生に対して指導力を発揮しつつ、自己の指導力の形成を捉え直す授業等が準備されている。現職教員学生が学部新卒学生に対して指導力を発揮する授業において、学部新卒学生は単に指導される立場に立つわけではなく、現職教員学生の指導を通じて生じた自己の教育観の変容等を捉え直している。

特徴的な授業実践として、現場での観察実習、提案等、常に現場での有用性を意識化できるような授業科目を配置している。専門科目(コース間融合科目)『茨城に学ぶ一地域における教員の在り方一 I・II』では、大学での学修のみならず、茨城県立歴史館、茨城県内の小学校、茨城大学農学部との共同による農地の検地など、多様な学修資源を活用し、それらを基盤に、その後のワークショップやディスカッションを行っている。また、教育方法開発コースと児童生徒支援コースの融合科目として設定された専門科目『子ども理解と学習支援』では、同じ課題を教育学的、心理学的に捉えることによって双方向の視座から教育現象を理解するための科目として設定されており、研究者教員と実務家教員だけでなく教育学を専門とする教員と心理学を専門とする教員のチーム・ティーチングにより授業を展開している。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

観点2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の授業内容は、理論的内容と事例研究等の実践的内容を統合したものとなっている。また、学校 や地域が抱える多様で複雑な課題に向き合い、教育活動を創造的に展開できる高い見識と実践的な力量の形成を 目指す内容ともなっている(基礎データ4 シラバス)。

例えば、現職教員学生対象のコース別科目である専門科目『スクール・リーダーシップとその実践』では、授業の中に「リーダーシップ事例」と「リーダーシップ実践計画」を組み込み、教育現場の実践的課題を持ち寄ってそれを解決する方策を検討する授業内容となっている。共通科目『カリキュラム・マネジメントの理論と実践 I・II』では、授業に「地域学校協働活動とカリキュラム・マネジメント―学校を核とした地域づくり」を組み込んで学校単独の問題から発展して地域の問題まで考慮した授業内容を設定している。共通科目『学級力を高めるコミュニケーション』では、学校現場の実情をイメージしにくい学部新卒学生に対して、現職教員学生が、それぞれの学校の実情やカリキュラムを紹介することで、理解を促すような取り組みを行っている。実際の校内研修や校内での教育活動プログラムをイメージしながら、現職教員学生と学部新卒学生がディスカッションすることで、学校現場を想定した活動ができるような仕組みを構築している。

各授業では、学部新卒学生と現職教員学生とでそれぞれの目標を設定して、学習効果の向上を図っている。同時に、研究者教員と教育現場経験者教員とがチーム・ティーチングで行う授業も設定されており、学校現場の実態を踏まえた授業構成にしている。また、授業によっては実際に学校現場にて勤務する教員や管理職などをゲストティーチャーや実地指導講師として採用することで、現実的な問題に対する課題を提示し、卒業して教員となるときに、学習が明確に役立つような授業方法をとり、教員同士の共同性がその問題を解決できるような授業形態をとっている。例えば、共通科目『学級経営実践演習』では、小中学校での実務経験のある教員が、学級経営案づくり、学級集団づくり、学級の状況分析、教師のリーダーシップの在り方について指導するなど、目標を以下のように設定しながら、教育現場に即した授業計画としている。

<学部新卒学生>

○学級経営案等を作成し、実践への見通しをもつことができるようになるとともに、学年経営や学校経営との 関係について理解することができる。

<現職教員学生>

○学部卒院生とともに学級経営案等を作成し、職場での実践への見通しをもつことができるようになるととも に、学年経営や学校経営の理解に生かすことができる。

《必要な資料・データ等》

基礎データ4 シラバス

観点2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

各コースが有機的に働くよう、コース共通科目、コース別科目、コース間融合科目と多様性を確保している。 履修者の人数によって、学修形態も異なり、現場での様々な学修様相に適合するよう、カリキュラムが組まれて いる。また、共通科目及び専門科目とも現職教員学生と学部新卒学生がともに学ぶことにより、双方が複眼的に 思考できる状況が成立している。

少人数での学修集団の強みを生かし、その学修効果を高めるねらいから、講義は相互の学び合いを生かす観点を重視し実務経験等によらず基本的に共修としているが、実習等では学校現場での実務経験や、大学における学修や実習経験を踏まえて個々の学生の経験やニーズに応じた活動内容や指導を行っている。教科領域コースの教科領域実習では、学部新卒学生には実習科目『教科領域実習II』、現職教員学生には実習科目『教科領域実習III』を設定し、実習期間や実習指導体制をそれぞれ設定して指導に当たっている(前掲資料9)。具体的には学部新卒学生には集中的に3週間の期間を設定し、単元構成から授業構築を行わせ、途中は4人の教員が指導に当たるとともに、最後には研究授業という形で成果を発表する。現職教員学生には、勤務校に戻っての授業実践を週に4日ずつ半年間にわたって行い、普段の授業の中に研究的な授業を盛り込むとともに、週に1日は大学での指導を取り入れながらフィードバックしていく体制を整えている。

各個別の科目については、現職教員学生と学部新卒学生、また、コース相互の学び合いを生かす設定となっている。コース別専門科目では、教員2名(複数体制)とコース内学生との少人数で授業を行うことで、よりきめ細かな指導ができる体制を整えている。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

観点2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。 「観点に係る取組・改善等の状況

本教職大学院ではコロナ禍におけるオンライン学修を余儀なくされた期間を除き、原則として授業を対面で行っている。そのため、現在ではオンラインによる授業での負担はない。ただ、その際に構築された利点については継続している。

授業の方法・形態は、ワークショップ型の双方向授業が基本になっている。とりわけ、学生同士の省察や教員を交えた議論を重視している。令和2年度から4年度までは感染症対策のため多くの授業でオンラインによる授業を行った。令和5年度は原則対面授業としているが、オンライン授業の有効性を踏まえて、オンラインを含めたICTを組み込む授業もある。教員に対するアンケートでは、「オンライン上で資料を共有し、院生が共同編集をした。」「Teams を使って密に大学院生と打ち合わせができている。」「(対面授業で) 共有機能を使って画像を見せて説明したり、アンケート機能を用いて意見を収集したりした。」などの意見が寄せられている(資料13)。特に、専門科目『障害児の生理機能評価と支援』や実習科目『教材開発実習IA』では、「授業に参加できない学生に対して、対面での授業をオンラインのハイブリッドで行い、それを録画することで視聴してもらったことがある。」「融合科目において、実習終了後の振り返りとして授業を実施した際には、遠隔の方が参加率が高かったために、オンラインを利用して授業を実施した。」など、オンライン授業で活用された授業方法が対面授業にも生かされている。

これ以外の授業でも、GIGA スクール構想の展開や新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけにして、ICT 環境の整備・活用が学校現場でも急ピッチで進んでいる状況に対応するべく、オンライン・ツールの積極的な活用がなされている。機器やソフト、アプリケーションを活用した学修の可能性を認識し、挑戦と提案を繰り返しながら、学修のあり方を拡充しているところも、本教職大学院の特質である。同時に、こうした本教職大学院の学修を通じて、学生自身が学校現場で活用できるオンライン・ツールを模索することになっていることも、学びの成果として位置づけることができる。

《必要な資料・データ等》

資料 13 教育学研究科 (教職大学院) FD/SD アンケート (2023.10.25)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

本教職大学院は、カリキュラム・ポリシーに則って授業内容及び授業方法を構築しており、研究者教員と実務家教員等によるチーム・ティーチング授業をベースとしつつ、共通科目等において学部新卒学生及び現職教員学生の学びが相互に活かせるような授業内容とし、特に各コースの特色に応じて柔軟なカリキュラムで学生の多様性に対応している。共通科目及びコース別科目の授業内容においては教育現場を想定し実践的な課題を取り込んでおり、例えば、共通科目の授業では、学校運営コース、教育方法開発コース及び児童生徒支援コースの学生の混成のグループを形成し、協働で課題を探求し、その成果を発表・討議するという授業を展開することで、学部新卒学生と現職教員学生の相互の教育効果を高めている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 実習の概要

本教職大学院の実習は、各コースの目的・特色に照らした実習科目を2年間にわたり設定している。共通科目や専門科目で修得された知識を実習という実践の場で検証するため、コース別実習とコース間融合実習による多様な実習科目を設定している。(前掲資料9、資料14)

本教職大学院は6コース編成としているが、学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースの3コースは、いずれも学校教育の抱える具体的な課題に対しての教育実践であり、教科領域コース、特別支援科学コース、養護科学コースの3コースは、教科・分野横断的視点や特別支援教育、養護教育の視点を融合した学校教育の改善が特色となっている。そこで、実習科目を含めてカリキュラム編成をする上で、3コースごとのまとまりでコース間融合を強め、地域の中にある様々な教育課題に対して、協働して課題解決に取り組むことができる教員養成プログラムとなっている。実習の全体像は以下の表のとおりである。

表 コース名及び実習の全体像

コース名	実習の全体像
学校運営コース	共通科目や専門科目で学んだ理論を実践で確認し、実践的課題を見出す場とし
教育方法開発コース	て、1年次前期にてコース間融合科目である『課題発見実習』を設けている。さら
児童生徒支援コース	に、コースごとに課題の性質が異なるため、その特性に応じたコース別科目を用意
	している。
	例えば、学校運営コースや教育方法開発コースでは学校内を実習の中心に据えて
	いるが、児童生徒支援コースでは、学校での実習以外に適応指導教室を実習先とす
	ることで、学校不適応を示す児童生徒との実際の関わりができるようにしている。
教科領域コース	共通科目や専門科目で学んだ理論を実践で検証する場として、1年次前期からコ
特別支援科学コース	ース間融合実習を設けている。この実習科目では3コースが協働して実施し、各コ
養護科学コース	ースにおける専門性も発揮できる場としている。教科領域コースと特別支援科学コ
	ースの学部新卒者等においては、2年次前期も同様にコース間融合実習を行い、異
	学年チュートリアル教育の中で後輩に指導する能力を身に付けていけるようにし
	ている。コース間融合実習は地域にある学校や社会教育施設、病院等を実習先とす
	ることで、身近にある地域資源を活用しながら地域での教育普及活動を通して教
	科・分野横断的な内容を指導する実践力を身に付けていくようにしている。

(出典:令和6年度茨城大学教職大学院実習の手引きP.3-4)

コースごとに課題の性質が異なるため、その特性に応じたコース別科目を設定している。本教職大学院の実習の一つの特色として、多様な教育施設や社会教育施設等を実習の場としていることが挙げられる。発達段階や児童生徒の実態が異なる附属学校園(幼稚園・小・中学校・特別支援学校)における実習や県内小・中学校、高等学校での実習を中心に据えつつも、児童生徒支援コースは適応指導教室での実習、教科領域コースは放課後児童クラブや社会教育施設(近代美術館や県立歴史館)での実習、特別支援科学コースでは幼稚園をフィールドとした実習を行っている。また、養護科学コースでは学生のニーズを考慮しつつ、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校の保健室だけでなく、病院での実習も通じて養護教諭の専門性を深める実習を行っている(資料 14)。

(2) 実習の時期・実習相互の系統性

本教職大学院の6コースにおける2年間の実習計画は、以下の表のとおりである。

表 各コースにおける2年間の実習計画

3. 実習計画 [2年次] [1年次] P1 実習の選択例 (新設3コース) *〇内の数字は単位数 実習の選択例 (新設3コース) * 〇内の数字は単位数 前期 前期 後期 8月 9月 8月 9月 2 Q 3 Q 4 Q 1 Q 2 Q 3 Q 4 Q 学校運営 コース 学校運営開発実習Ⅱ 現任校⑤ 学校運営 課題発見実習 附属学校園② 学校運営開発実習 I 現任校③ 現職教員 現職教員 教育方法開発実習 II 学部新卒者 等 育方法開 学部新卒者等 /現職教員 課題発見実習 附属学校園② 教育方法開発実習 I 協力校③ 乗 コース 教育方法開発実習Ⅱ 現任校⑤ 現職教員 学部新卒者 等 学校遺広 アセスメント実習 協力校(3) 学校適応支援実習 課題発見実習 附属学校園② **児童生徒支援実習** 協力機関・適応指導教室 記童生徒支援 プロース /現職教員 児童生徒支 カース 学校適応 アセスメント実習 学校適応支援実習 現任校② 現職教員 教科領域実習 I 附属学校園③ 教科領域実習 IT 及材開発実習ⅡA 協力施設① 学部新卒者等 /現職教員 mの間談① 子どもと大人への 一次教命処置実習 位力当四 協力校③ 教科領域 教材開発実習ⅡB 社会教育施設① 教科領域実習Ⅲ 現任校⑤ 現職教員 特別支援教育 政材開発実習: 特別支援教育 アセスメント実習 I 附属学校① 特別支援教育 アセスメント実習II 附属学校① 教材開発実習Ⅱ 附属学校① 学部新卒者等 /現職教員 特別支援教育ケースカンファレンス実習 I 特別支援科 学コース 特別支援教育ケースカンファレンス実習エ 教材開発実習 I B 現職教員 特別支援教育授業改善実習 現任校(5) 養護科学実習IV 養護科学実習Ⅱ 附属学校+協力校④ 学部新卒者 学部新卒者等 /現職教員 教材開発実 養護科学実習Ⅲ 現任校④ 現職教員 養護科学実習 I 附属学校+協力校② 合計 10 単位 (400 時間)

(出典:令和6年度茨城大学教職大学院実習の手引きP.5-6)

2年間における実習は、理論と実践の往還となるよう、系統化を図っている。1年次を中心に実習を通して 具体的な教育実践の事実を対象として取り上げ、観察し、教育実践に参画しながら、課題の本質を分析し、2 年次に様々な手法で明らかにしていく実習としている。このような問題解決へのアプローチを通して、新たな 教育をデザインしていける専門職としての教員養成を図っている。

各実習の目的や概要については、「茨城大学教職大学院実習の手引き」において示し、学内のガイダンスや実習校での事前説明等を通じて、全ての関係者間で共通理解を図っている(資料 14)。また、2年間の実習及び学修の成果は、年報の形で全ての学生が報告することに加えて、2月末から3月初旬には茨城県内外にも広く参加を呼びかけるかたちで研究成果報告会(教育実践フォーラム)を開催することで、学校における課題に主体的に取り組む資質を養うための取り組みとその成果を還元する環境を整えている(前掲資料8)。

その達成に向けて、各コースの到達目標に基づいて異なる実習を計画しており、実習相互の主な系統性は、 以下の表のとおりである。

表 実習相互の主な系統性

実習名

概要

実習科目(コース間 融合実習)『課題発 見実習』からコース 別実習への系統性 の例

【学校運営コース・ 教育方法開発コー ス・児童生徒支援コ ース】 学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースにおいて1年次前期にコース間融合実習である実習科目『課題発見実習』を実施している。児童生徒の発達・学校種に即した教育活動の全体像を把握し、自らの課題を広い視野、客観的視点から捉え直し、各自の研究課題を明確化するものとして位置付けている。本実習は、3コース共通で、茨城大学教育学部附属学校園(幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校)をフィールドとし実施している。教科指導や学級経営を体験し、学校経営や生徒指導、進路指導等の活動について附属学校園の教員と協議し、児童生徒の発達段階や障害の有無等も理解しながら、自らの研究課題を学校の中で発見することを目指している。

各附属学校園での実習について総合的に省察する機会を、専門科目『学校運営課題研究 I』『教育方法開発課題研究 I』『児童生徒支援課題研究 I』の時間(前期・木曜、5限)として設定している。その成果は、7月末に開催する課題発見実習報告会において報告することになっている。本報告会には、各附属学校園の校長・副校長や現職教員学生の現任校校長に参加を呼びかけるとともに、本教職大学院修了生にもウェブページを通じて参加を案内するなどして、参加者全員で実習成果に対する省察を深める機会になるよう工夫している。この実習を土台として1年次・後期からは、それぞれのコースの特徴に応じて、学生それぞれが課題を追究し、より専門性の高い実践の準備を具体的に進めることになる。

例えば学校運営コースは、1年次・後期に実習科目『学校運営開発実習Ⅰ』を行い、その成果と課題を踏まえつつ、2年次・通年の実習科目『学校運営開発実習Ⅱ』の計画を立て、学校運営に関わる実践研究を進めていく。

教育方法開発コースも同様に1年次・後期の実習科目『教育方法開発実習 I』の 成果と課題を踏まえて、2年次・通年で実習科目『教育方法開発実習 II』を行い、 実践と省察を行っている。

児童生徒支援コースにおいては、1年次・後期の実習科目『児童生徒支援実習』における適応指導教室での事例検討会の経験を基に、2年次・前期の実習科目『学校適応アセスメント実習』において学校内の児童生徒支援の組織をつくること(現職教員学生)や、学級の気になる子や学級の状態等をアセスメントしながら教材を開発し実践する(学部新卒)など系統性をもたせている。

コース別実習相互の系統性の例

【養護科学コース】

養護教諭は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、あるいは特別支援学校に主として単数配置として配属され、多様な児童生徒の発達段階に応じた対応と支援が求められている。そこで、養護科学コース1年次・通年の実習科目『養護科学実習Ⅰ』では、小中高・特別支援学校を主な実習校として、各自の研究課題をもとに各自が実習校・実習内容を複数選択し、児童生徒の健康課題について個別あるいは集団的な対応や支援、養護教諭を中心とした校内教職員や他職種との連携という視点を身に付けていけるようにしている。

2年次では、学部新卒学生及び現職教員学生が、それぞれ通年の実習科目『養護科

学実習 II 』『養護科学実習 III』を行っている。両実習とも実習科目『養護科学実習 I』で得られた知見をもとに進めるが、実習科目『養護科学実習 II』では学校を1、2校に絞り年間を通して養護教諭の職務を深く学び、実習科目『養護科学実習 II』では現任校での児童生徒等の健康課題等の解決を目指していく。また、1年次・後期の実習科目『養護科学実習IV』では、病弱教育及び肢体不自由教育を行う特別支援学校で実習を行い、疾患を有する児童生徒の実情と心を理解し養護実践力を向上させていけるようにしている。なお、特別支援学校での実習関係では、5 領域(視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱)での実習が行えるように設定している。

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

(3) 実習と実習以外の科目の系統性

実習と実習以外の科目の系統性については、前提として科目の学修により獲得した資質・能力が、各コースにおける実習で活かしていけるようにしていること、実習で経験したことを振り返ることで広い視野と深い専門性を身に付けていけるように改めて科目の学修に取り組んでいくことで、学生が理論と実践の往還を図れるようにしている。実習と実習以外の科目の主な系統性は、以下の表のとおりである。

表 実習と実習以外の科目の主な系統性

コース名	概要
学校運営コース	学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースでは様々な実習
教育方法開発コース	との関連を図り、1、2年次・前/後期の専門科目『学校運営課題研究 I 〜IV』
児童生徒支援コース	『教育方法開発課題研究 I ~IV』『児童生徒支援課題研究 I ~IV』において、実
	習前に研究課題に基づく実習での授業計画を検討したり、実習中や実習後に成
	果と課題の省察等を行ったりしている。学生が分担して発表し、参加者である
	教員や異学年を含めた学生とともに協議を行っている。学生にとっては、今後
	の自身の研究の進め方について見通しをもつことができたり、自身の経験や研
	究を生かした助言を行ったりする場となっており、異学年による良い学びの機
	会にもなっている。
教科領域コース	教科領域コース、特別支援科学コース、養護科学コースでは、実習科目(コ
特別支援科学コース	ース間融合実習)『教材開発実習 I A・II A』との関連を図り、実習での活用を想
養護科学コース	定した専門科目(コース間融合科目)『あそびに学ぶーCommunication with
	Imagination-』を設定している。また、1年次・通年の専門科目『課題探索演
	習』はコース間融合実習の事前・事後指導の性質を含めており、コース間融合
	実習・科目の総括を行っている。
児童生徒支援コース	1年次・後期の毎週水曜日を中心に実習科目『児童生徒支援実習』を行って
	いる。実習のまとめとして事例検討会を行うが、1年次・後期の専門科目『教
	育カウンセリング実践と事例研究』において具体的な支援の手立てについて協
	議を行っている。
特別支援科学コース	特別支援科学コースでは、全ての実習科目に対応する形で専門科目を設定し、
	実習と実習以外の科目との系統性をもたせている。例えば1年次・集中の実習
	科目『特別支援教育ケースカンファレンス実習 I』、2 年次・集中の実習科目『特
	別支援教育ケースカンファレンス実習Ⅱ (学部新卒のみ)』と1年次・前期の共

通科目『特別支援学校のセンター的機能とケースカンファレンス』である。

具体的には、5月に実習科目『特別支援教育ケースカンファレンス実習 I・II』で牛久市公立幼稚園を訪問し、クラスの気になっている子どもの保育に参加する。その幼児の様子を録画し、共通科目『特別支援学校のセンター的機能とケースカンファレンス』の授業のなかでケース検討し、支援方法を指導計画にまとめる。そして、7月に実習として同じ幼稚園を訪問し、授業でまとめた気になる子どもの支援方法について幼稚園教諭に説明し、協議する場を設けている。

同様に、1年次・集中の実習科目『特別支援教育教材開発実習 I 』及び2年次・集中の実習科目『特別支援教育教材開発実習 II (学部新卒のみ)』には1年次・集中の専門科目『特別支援学校の授業づくり』が、1年次・集中の実習科目『特別支援教育アセスメント実習 I 』及び2年次・集中の実習科目『特別支援教育アセスメント実習 II (学部新卒のみ)』には1年次・前期の専門科目『知的障害児のアセスメントと支援 I ・ II 』が対応しており、理論と実践に基づいたより深い学びにつながるようにカリキュラムを設計している。

さらに、実習科目『特別支援教育教材開発実習 $I \cdot II$ 』や専門科目『特別支援学校の授業づくり』で培われた教材開発力が実習科目『特別支援教育ケースカンファレンス実習 $I \cdot II$ 』での実践につながったり、実習科目『特別支援教育アセスメント実習 $I \cdot II$ 』に加え、1年次・後期の専門科目『障害児の生理機能評価と支援』や1年次・後期の専門科目『感覚障害児のアセスメントと支援』を通して得た専門的なアセスメントの視点を持って2年次の実習に臨めたりするなど、実習間及び科目間での系統性も持たせたカリキュラムとなっている。

養護科学コース

養護科学コースでは、実習と並行する形で1年次・後期に専門科目『養護科学課題発見演習』、2年次・前期に専門科目『養護科学課題分析演習』、2年次・後期に専門科目『養護科学課題解決演習』が設定されており、学生は指導教員の指導のもと研究課題を進めている。それぞれの演習の最終回には研究課題に関するコース内での発表会が行われ、進捗状況や課題に対する議論を行っている。

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

(4) 学校以外での実習について

実習の目的を達成するために、各コースの到達目標に基づいて学校以外の実習場所を設定している。各コースにおける学校以外の施設での実習は、以下の表のとおりである。

表 学校以外の施設での実習場所

コース名	実習名	年次・単位	実習場所
児童生徒支援コース	児童生徒支援実習	1年次・後期:3単位	適応指導教室
教科領域コース	教材開発実習 I A	1年次・前期:1単位	社会教育施設
特別支援科学コース			(放課後児童クラブ)
養護科学コース			

教材開発実習ⅡA	2年次・前期:1単位	社会教育施設
※学部新卒のみ		(放課後児童クラブ)
教材開発実習 I B	1年次・通年:1単位	社会教育施設
		(茨城県立歴史館、茨城県近代
		美術館)
教材開発実習ⅡB	2年次・通年:1単位	社会教育施設
※学部新卒のみ		(茨城県立歴史館、茨城県近代
		美術館)
子どもと大人への一	1年次・集中:1単位	水戸済生会総合病院
次救命処置実習		
特別支援教育ケース	1年次・集中:1単位	茨城県内の幼稚園
カンファレンス実習		(牛久市立第一幼稚園)
I		
特別支援教育ケース	2年次・集中:1単位	茨城県内の幼稚園
カンファレンス実習		(牛久市立第一幼稚園)
II		
※学部新卒のみ		
	※学部新卒のみ 教材開発実習 I B 教材開発実習 II B ※学部新卒のみ 子どもと大人への一 次救命処置実習 特別支援教育ケース カンファレンス実習 I 特別支援教育ケース カンファレンス実習 II	※学部新卒のみ1年次・通年:1単位教材開発実習IIB ※学部新卒のみ2年次・通年:1単位子どもと大人への一次教命処置実習1年次・集中:1単位特別支援教育ケースカンファレンス実習I トリンス実習する カンファレンス実習する カンファレンス実習する カンファレンス実習する カンファレンス実習する ロースカンファレンス実際のより ロースカンファレンス実際のより ロースカンファレンス実際のより ロースカンファレンス実際のより ロースカンファレンス実際のより ロースカンファレンスを使用しているのでは、ロースカンファレンスを使用しているのでは、ロースのでは、

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

例えば児童生徒支援コースにおける1年次・後期の実習科目『児童生徒支援実習』は、適応指導教室において具体的に学校不適応的児童生徒にかかわり、援助に必要となるデータの収集、分析を行い、それらをもとに事例検討会などを企画・運営する。実習では、比較的長い時間(9月下旬~2月、毎週水曜日)をかけて観察することによって、子どもの変化のプロセスを理解し不登校回復までの見通しを持つことも目指す。実習の中で生起する出来事や自らの対応と子どもの反応を細やかに記録し、研究指導を受けながら理論と実践を往還し、そこで得られた洞察を次の実習に活かすことをねらいとしている(資料 15)。実習期間中、施設の職員と情報交換や指導を行い、その成果は学生が適応指導教室内で事例検討会を実施することによって還元している。この事例検討会には、適応指導教室相談員、大学院学生、大学教員のみならず、当該生徒の所属する学校の教員、所属する学校以外の生徒指導主事などにも参加してもらい、実習を地域の学校に還元できる可能性のある設計になっている。

また、教科領域コース、特別支援科学コース、養護科学コースにおける1年次・前期の実習科目『教材開発実習IA』は、県内の小学校や放課後児童クラブ等において、主に夏休み期間を利用して、学校及び地域の要望に応じて児童生徒の学力向上に資する活動を実施し、多様な視点による児童生徒実態分析を踏まえ、専門性の異なる他教科・他分野の学生が協働して問題解決に取り組み、互いの専門性を活かしながら視野を広げていくことをねらいとし、放課後児童クラブ等で実習を行っている。実習方法としては、社会教育の目標を踏まえ、放課後児童クラブ等におけるこれまでの取り組みを考慮して実施内容を立案し、大学教員からのアドバイスを踏まえて、具体的な実施内容及び方法を決定していく。事業担当者の指導を遵守するとともに、教員免許状保持者としての責任をもって自主企画活動に取り組んでいく設計にしている。

さらに、教科領域コース、特別支援科学コース・養護科学コースにおける1年次・通年の実習科目『教材

開発実習 IB』は、地域の社会教育施設(茨城県立歴史館、茨城県近代美術館)において、施設の特性を生かした子ども向けイベント(教育普及活動)の企画・運営及び実践補助に関する活動を実施し、多様な視点による児童生徒の実態分析を踏まえ、専門性の異なる他教科・他分野の学生が協働して問題解決に取り組み、互いの専門性を生かしながら視野を広げていくことをねらいとし、社会教育施設で実習を行っている。 2 年次(学部新卒のみ)・通年の実習科目『教材開発実習 IB』も基本的なねらいや実習計画は実習科目『教材開発実習 IB』と同様だが、更に異学年間のチュートリアル教育としての性質をもたせており、1 年生と共に取り組むことで、協働して問題を解決する力を育むようにしている。

表 教科領域コース・実習科目『教材開発実習 I A・ I B・ II A・ II B』の実習計画(例)

実習名	実習計画 (例)
教材開発実習 I A	第1日目 AM:放課後児童クラブの活動補助 PM:自主企画活動の検討
教材開発実習ⅡA	第2日目 AM:放課後児童クラブの活動補助 PM:自主企画活動の準備
	第3日目 AM:放課後児童クラブの活動補助 PM:自主企画活動の準備
	第4日目 AM:学習支援活動の運営 PM:表現ワークショップ 活動の運営
	第5日目 AM:学習支援活動の運営
	PM:表現ワークショップ活動の運営・振り返り
教材開発実習 I B	第1日目 AM:教育普及活動の見学 PM:教育普及活動の補助
教材開発実習ⅡB	第2日目 AM:教育普及活動の補助 PM:教育普及活動の補助
	第3日目 AM:教育普及活動の企画 PM:教育普及活動の準備
	第4日目 AM:教育普及活動の準備 PM:教育普及活動の実践
	第5日目 AM:教育普及活動の実践 PM:教育普及活動の振り返り

(出典:令和6年度茨城大学教職大学院実習の手引きp.50、53、58、60)

《必要な資料・データ等》

前揭資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

資料 14 令和6年度茨城大学教職大学院実習の手引き

前掲資料8 令和5年度教育実践フォーラム開催案内・報告

資料 15 実習の記録

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校(実習校) 等をどのように確保しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

連携協力校や社会教育施設等は、茨城県教育委員会等の協力を得て募集している。令和6年度の連携協力校は、附属学校園(幼稚園・小・中学校・特別支援学校)の他に、幼稚園1、小学校41、中学校20、高等学校11、社会教育施設2、特別支援学校5、適応指導教室5、病院・放課後学級2であり、学校種や連携協力校(実習校)を十分確保できている。中でも地域との連携が強く、水戸市内すべての小・中学校との間で実習関係を結んでいる(資料16)。

連携協力校等における実習については、教職大学院実習連絡協議会において実習の目的及び実施方法、学部 実習との差異等の説明と周知を行っている。この協議会は年2回実施しており、連携協力校の校長等と実習に 関する協議を行っている(資料 17)。実習開始に当たっては、事前に必ず大学教員が学校等を訪問し、当該校 の校長をはじめ教職員と打ち合わせを行い、学生のテーマやそのねらい、実習の期間や方法など、共通理解を 図りながら進めている。学校現場での経験や大学における履修・実習経験を踏まえて個々の学生の経験やニーズに応じた活動内容とするよう、実習校側と十分な打ち合わせを行っている。

また、県教育委員会、連携協力校の市町村教育委員会、茨城大学の三者で茨城大学教職大学院の在り方等について共通理解を図る場として、教職大学院教育課程連携協議会を年1回実施している(資料18)。

本教職大学院は、概ね次のプロセスを経て実践研究を行う連携協力校を決定し、実習の協力をいただいている。

主なプロセス (1) 学生は入学試験において、自身の研究課題を説明する。 (2)学生は入学後にガイダンスを受け、実習に関する2年間の見通しをもつ。 (3) 教員は、面談等を通して学生の研究課題について理解し、指導・助言する。 4 教員が教育委員会に学生の研究課題を提示し、学生の研究課題と学校の研究テーマ、指導者の 存在、学校規模、学生の勤務学校種などを勘案し、できるだけ適合するようにマッチングを行 い各実習校に打診し、決定する。 (5) 教員と学生が連携協力校(機関、施設)へ行き、実習及び研究課題について説明を行う。 (6) 連携協力校は、第1回実習連絡協議会に参加し、実習科目の理解を深める。 7 学生は連携協力校にて研究課題に沿って実習を行う。

連携協力校は、年度末に第2回実習連絡協議会に参加し、成果と課題について協議する。

表 連携協力校決定に向けた主なプロセス

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

なお、養護科学コースの1年次・通年の実習科目『養護科学実習 I 』では、各学生が自身の研究課題に沿って実習校や実習内容を選択できるように配慮している。本実習は80時間であるが、それぞれの連携協力校から提出のあった「養護科学実習 I に関わる実習内容書」(実習内容、日時等)をもとに、各自の課題に照らし合わせ、実習として学びたい内容や学校種を踏まえ、2単位(80時間以上)分を組み合わせて年間の実習計画を立てている。よって、学生一人が実習を行う連携協力校は場合によっては、多数になることもあるが、許可を得た上で実施させていただいている。

《必要な資料・データ等》

資料 16 令和 6 年度連携協力校等一覧

資料 17 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会議事次第・資料・議事録

資料 18 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教育課程連携協議会議事次第・資料・議事録

観点2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省 察の機会をどのように確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 教員による実習の巡回指導等について

大学側では、それぞれの実習担当者が中心となり、教員間で緊密な関係を取りながらチームとして組織的に実習学生の指導にあたっている。

各実習担当者は実習学生に対する直接的な指導や学校との連絡調整、当該校における実習運営を担う。さ

らに、実習が円滑に運営されるよう、実習校等側の実習監督者(校長など)及び実習連絡者(大学指導教員と連絡業務が可能な者、例えば、学校の場合は教頭や教務主任など)と運営について協議するとともに、実習支援者(実習現場において直接的な支援を行う者)と実習の進め方について連絡調整を行ったり、実習中に課題が生じた場合には修正を行ったりしつつ、円滑に進むように努めている。その上で、コース間融合実習では、コースに関係なく巡回指導を協力して行うとともに、実習当日の振り返りも分担して実施している。例えば、コース間融合実習である『教材開発実習 $IA \cdot IB \cdot IIA \cdot IIB$ 』では、指導担当教員を中心に3コースの教員が実習参観や指導を協力、分担して実施している。

コース別実習においても、基本的にはコース内の教員が連携して巡回指導を行い、振り返りや次に向けての指導を全体で実施している。巡回指導の回数や方法は実習内容や学生の人数等によっても異なるが、分担で(例えば毎週水曜日の実習であれば、ひと月に1回程度)実習参観を実施するだけでなく、必要に応じて指導や助言を行っている。また、実習先の担当者等から学生の実習の様子を聞いたり、大学側で指導や配慮すべき事項等がないかを確認したりしている。

定期的な巡回指導とは異なるケースとしては、実習が始まる年度の始め、実習の評価を行う年度の終わりのほか、校内研修の計画(学校運営コース)や研究授業(各コース)など、教職員全体に提案するような実践研究に重要なポイントとなる活動がある時に、担当教員やコースの教員は可能な限り訪問するようにしている。

次項目(2)においても述べるが、教育方法開発コースでは目標の到達に向けて、実習期間中にも取り組みの改善を図ることができるようにするため、1年次・後期と2年次の実習は毎週水曜日ではなく、基本的に月~木曜日で設定している。学生は金曜日を利用して大学にて担当教員と実習の省察を行い、次週の実習につなげていくことができるようにしている。重要なことは大学教員が学生の実習校での実態を十分に理解し、適切な指導・助言を行うことと考えると、実習校の巡回訪問も当然のことながら実施しているが、それとは別に実習日設定の工夫も行っている。

(2) 学生に対する省察の機会の確保について

各実習の取り組みや成果は、実習の記録や省察用紙にまとめるよう指導している(前掲資料 15)。特に実習日ごとのミーティングや実習の記録(文章記述による振り返り)と省察用紙の記入を大切にしており、指導教員が適宜コメントしたり、省察用紙を用いながら指導や助言、協議を行ったりしている。

学生に対する省察機会の主な例を下の表に示すが、省察を丁寧に実施することで実習のねらいに近付いていけるという共通認識から、全てのコースにおいて方法は変えながらもその機会を確実に確保している。

	7 1 TCM) O B R M A V T S M
コース名	概要
教育方法開発コース	実習科目『教育方法開発実習 I 』、『教育方法開発実習 II 』は基本的には月~木
	曜日で設定し、金曜日を活用して実習の省察を行うことができるようにしてい
	る。実習後の授業においても、実習の省察を基に発表する機会を確保し、協議し
	ていくことで実習の教育効果が高まるよう支援している。
	当コースでは、研究課題に基づく授業実践の際には、担当教員が実習校(現籍
	校)を訪問し、参観を行っている。実施する授業実践については事前に単元計画
	を立案し、担当教員と専門科目『教育方法開発課題研究Ⅱ~IV』(木曜 5 限)を中

表 学生に対する省察機会の主な例

心に協議しておくが、参観した授業について担当教員と院生とで振り返りを実施

	し、その中での課題を次の単元の改善につなげていくように連続性をもたせつつ
	取り組んでいる。このような取り組みを通して研究課題に基づく実践の計画・実
	施・省察を行い、当該校での実践を深めていけるようにしている。
特別支援科学コース	1年次・集中の実習科目『特別支援教育教材開発実習 I 』及び2年次・集中の
	実習科目『特別支援教育教材開発実習Ⅱ』(学部新卒のみ)では、学習指導案の立
	案を行った上で実践した後に、エピソード記述を通して授業の成果と課題を分析
	しており、その成果を論文にまとめる段階まで省察を充実させている。
	令和4年度に実施した「知的障害児に対する防災教育」に関する成果を、令和
	5年度の大学紀要に掲載した。また、令和5年度に実施した「知的障害児に対す
	る職業教育」に関する成果は、令和6年度内に発刊される書籍『特別支援教育に
	おける個別最適化された学びと協働的な学び』(明治図書)の中で紹介される予定
	である。
養護科学コース	当コースの実習では、実習校ごとに担当教員を配置している。実習では、健康
	診断や健康相談活動なども行われ、その内容によっては、大学教員が巡回しない
	(いない)方が良い場合もあり、あらかじめ巡回する日時等を実習校の担当者に
	確認している。そのような場合、実習の様子については後日実習校の担当者から
	話を伺い、学生の記載した実習の記録等を見ながら学生と面談を行なっている。
	各自の研究課題へのつながりも含め、実習の記録の内容についても省察してい
	る。

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

《必要な資料・データ等》

前掲資料 15 実習の記録

観点2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成する ために、どのような手立てをとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

全コースにおける基本体制として、現職教員学生が現籍校で実習を行う場合は、予め担当教員が当該校を訪問し、校長先生に実習のねらいや実習方法、学生の研究課題等について文書を用いて説明し、日常業務と区別しながら実習を進めていけるよう理解を得ている。その際、現職教員学生の研究課題との関係で、日常業務と研究課題が重なる場合、その日常業務の時間を実習時間としてカウントすることも現籍校と確認し合っている。その場合は、当該業務を実習記録としてまとめ、校長先生と大学(担当教員)に提出することにしている。現職教員学生と担当教員は打ち合わせを密に行い、日常業務の中で実習とカウントできる活動を共通理解し、担当教員が現籍校で指導を予定している場合には、できる限りその時間に訪問している(前掲資料 14)。

また、実習の進め方について確認する中では、現職教員学生が実践的に取り組んでみたいことと現籍校側が学校全体で研修してみたいことのニーズを合わせて協議するような配慮をしつつ、実習の目的が達成できるようにしている。2年次の現職教員学生は週1回、勤務校を離れ大学において研究に従事できる日を設定しているが、その日は授業の時間を使い、担当教員が中心となって個別にゼミ指導をしたり、場合によってはコース全体で協議や指導を行ったりすることで、個々の学生に応じたきめ細かい指導を行うことができる体制を整えている。

実習の目的を達成するために、大学での指導だけではなく学校訪問も行っており、各コースにおける主な手立ては、以下の表のとおりである。

表 現職教員学生が実習の目的を達成できるようにするための主な手立て

コース名	概要
学校運営コース	実習が始まる年度の始め、実習の評価を行う年度の終わりのほか、校内研修の
	計画について現籍校の教職員全体に提案する時や教職員全体を対象とした校内
	研修を実施する時など、実践研究において重要なポイントとなる活動がある日に
	関しても、可能な限り訪問している。
	なお、毎回の実習記録は、学校の管理職等(校長、教頭、教務主任のいずれか)
	が内容を確認し、コメントを付した上で確認の押印を行った後、次回のゼミにお
	いて現職教員学生が担当教員に提出する流れとなっている。これによって実施さ
	れた実習の内容について、学校の管理職等に確認されたことも含めて担当教員が
	把握できるようになっており、これを踏まえて必要な指導を更に行っていく。実
	習記録は、実習の省察を行い、かつ学校と大学を往還させるものとなっている。
教育方法開発コース	現職教員学生の研究課題に基づく研究授業の際、担当教員が現籍校を訪問し、
	参観している。実施する授業実践については事前に単元計画を立案し、担当教員
	と専門科目『教育方法開発課題研究 I ~IV』(木曜 5 限)を中心に協議を行ってい
	る。そして、参観した授業について、担当教員と院生とで振り返りを実施し、そ
	の中での課題を次の単元の改善につなげていくように取り組んでいる。
	このような取り組みを通して、研究課題に基づく実践の計画・実施・省察を行
	い、実習の目的を達成できるように支援している。
児童生徒支援コース	現職教員学生のほとんどが学級経営を研究課題としていることが多いため、2
	年次に現籍校で授業参観を行ってもあまり支援にはならない。そのため、担当教
	員が現職教員学生の1年次の年度末に現籍校を訪問し、研究課題を管理職に説明
	しながら2年次における配属学年や担任等について校長先生に必要に応じて検
	 討のお願いをすることがある。校長先生が変わる予定の場合には、新年度になっ
	てから改めて新しい校長先生に実習全体や研究課題等の説明を行っている。
	その後は、現職教員学生が大学に来る木曜日に専門科目『児童支援課題研究 I
	~Ⅳ』や指導ゼミにおいて、研究の進捗状況について報告を受けて検討を行い、
	改めて実習に向かうというサイクルで進めている。
	また、現職教員学生の場合、学校のミドルリーダー的機能を果たすことも実習
	の目的や評価基準になっているため、自らの研究課題について現籍校の校内研修
	等において発表する機会を与えて貰えるよう、校長先生と確認も取り合ってい
	ప 。
教科領域コース(数学	2年次の研修日(木曜日)に、現職教員学生の研究課題に基づいて担当教員を
教育教室)	中心に指導を行っている。具体的には学習集団の形成に関してや教授実験の実施
	に向けた議論等である。また、教授実験の設計、実施と省察、生徒の記述物の分
	析や考察等に関して、内留生を協議メンバーに含め、意見交換を行っている。
	現籍校を訪問しての授業参観時には、校長先生等と一緒に参観するとともに授

業に係る省察だけでなく、職員研修の在り方等、様々な観点で現籍校の先生方と 意見交換を行いつつ実習の目的が達成できるように進めている。 特別支援科学コース 2年次の実習科目『特別支援教育授業改善実習』では、年間5週間を現籍校で 実習扱いの期間を設け、その期間に現職教員学生が研究授業を実施したり、学校 での校内研修に参加して他の教員と一緒に授業改善に取り組んだりしている。令 和5年度は、そのような場を1学期に1回、2学期に4回設定した。内訳は現職 教員学生の研究授業が3回、他の教員の研究授業が2回であり、担当教員が当該 校に計5回訪問し、研究授業を参観する機会を設けた。 担当教員が訪問した日は、研究授業を参観した後、現職教員学生と学部主事、 担当教員の3名で授業改善について協議する時間を設定し、その場で授業改善の 方向性を検討できるようにしている。また、他の教員の研究授業を参観した際に も、授業を行った先生と担当教員が授業改善について協議できるように、その日 の中で協議会の時間を設定している。現職教員学生もその協議の場に参加できる ように校内の勤務を調整してもらい、一緒に協議している。 このように、現籍校で普段の授業を行うこととは別に、担当教員が参加する目 に研究授業を行うなどし、実習の目的が達成できるよう支援している。実習期間 においては、その研究授業を実施するために学習指導案を作成したり、教材を作 ったりする時間を実習の時間としてカウントしている。

(出典:教育学研究科専門委員会作成資料)

《必要な資料・データ等》

前掲資料 14 令和 6 年度茨城大学教職大学院実習の手引き

観点2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価:A)

本教職大学院における実習は、コースごとに目的に応じた実習システムが設定されている。コース特性や学部新卒学生と現職教員学生との目的の違いにも応じた実習科目が設定され、十分な実習経験を積むことができるようになっている。なおかつ、コース融合実習も設定されており、教科性などにとらわれない教育の現在的課題に対処できる実習や、教育現場だけでない様々な施設での実習などを組み込むことで、社会的な問題を超克できるよう設定されている。これらは全体として教育現場の総合的な問題、授業、学級経営、教科経営、保健室経営、生徒指導、特別支援教育、学校マネジメント等の学校の校務全体に関わることができるようにするとともに、共通科目及びコース別科目の授業内容と実習科目との有機的な関連付けが行えるような実施時期とするなど、理論と実践の往還となるようなカリキュラムとしている。連携協力校はもちろん、学校以外の施設

での実習により、ディプロマ・ポリシーとして掲げている三つの資質・能力(子どもを深く理解できる力、広い視野、深い専門性)を実習においても身に付けていけるようにしている。

具体的には、コース間融合実習やコース別実習において教員間で連携を図って巡回指導を行うとともに、訪問時や実習日に行う振り返り、省察提出後の指導等を丁寧に行うことでねらいに到達できるようにするなど、チームとして組織的に支援することができている。また、教職大学院実習連絡協議会において、連携協力校等における実習についての説明と周知を行い、連携協力校や社会教育施設等からの理解を得て実習を進めており、連携協力校や社会教育施設等の負担過重とならないよう配慮した実習も行うことができている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

ディプロマ・ポリシー及び修了認定のプロセス、履修の方法等については、学生便覧(前掲資料9)に記載しており、入学後のガイダンスにおいて、修了要件とともに周知している。また、各科目の成績評価の具体の方法については、科目ごとにシラバス等にも示すとともに、各科目の最初の授業で周知している。本教職大学院は複数教員による授業を基本としているため、単独での単位認定はなく、必ず協議・検討して評価を行っている。

シラバスに記載された評価基準が適切かどうかについては、教務・点検評価小委員会によってシラバスチェックを行い、専門委員会での報告を行うなど組織的な対応をとっている。

この成績評価基準に関しては、茨城大学大学院学則第 16 条の 3 (資料 19)、茨城大学大学院教育学研究科規程第 13 条 (資料 20) に示され、評価はこれに基づき、担当教員の評価を数値化して合議の上決定している。成績評価基準は、すべての授業で担当教員がシラバスに記載しており、すべてウェブサイトに公開されている。評価基準は目標と対応するように設定するとともに、教員間で確認し合う体制をとっている。特に本教職大学院ではシラバス作成時も複数教員が当たることになっている。評価にあたっては、期末のレポートのみではなく、受講態度や意欲、授業への関与・プレゼンテーション内容、ミニレポートの提出等、多様な観点から行うように工夫している。

成績評価の妥当性については、多くの授業が研究者教員と実務家教員による複数担当であり、それぞれの教員 が成績評価を行い、その合議により最終評価を行うことによって担保されている。

修了認定については、茨城大学大学院学則第 22 条の 2 第 1 項及び茨城大学大学院教育学研究科規程で定める 修了要件に沿って、2 年間の規定単位の取得をもって、茨城大学大学院学則第 22 条の 2 第 2 項及び茨城大学学位 規則第 5 条の 2 (資料 21) の規定に従い、研究科委員会の審議を経て学長が認定している。なお、専門職学位認 定課程においては修士論文を課していないが、2 年間の学習成果のまとめとして「実践研究報告書」を作成し、 教育実践フォーラムでの発表を課しており、その集大成に向かって研究の方向性を確認しながら進めることで、 初期の学修目標が達成されているかどうかの判断を行っている。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

資料 19 茨城大学大学院学則

資料 20 茨城大学大学院教育学研究科規程

資料 21 茨城大学学位規則

観点2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

成績評価に関する問い合わせや異議申し立てについての手続は、茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項(資料22)に定められており、学生便覧によって学生に周知している(前掲資料9)。

学生は、成績評価に疑義がある場合は問い合わせを行った上で、それでも以下のいずれかに該当する場合に成績評価に対する異議を申し立てることができることになっている。①授業担当教員の成績評価の誤記入等が疑われる場合。②シラバスに記載された到達目標、成績評価基準及び成績の評価方法に照らして、評価に疑義がある場合。③授業担当教員の不誠実対応等により期限までに回答がない場合、である。

学生が履修した授業科目について成績評価に疑義がある場合は、教育学部学務グループの事務を通じて、担当教員に問い合わせを行う。問い合わせは当該授業科目が開講された学期の次の学期開始後 20 日以内に行うことになっており、休学や留学のために問い合わせを行うことができない場合は、復学又は帰国後 20 日以内を期限としている。授業担当教員は問い合わせを受けた授業科目に対して問い合わせのあった日から 5 日以内に回答を組織の長に提出する。異議申立てを受けた場合には、専門委員会のもとに調査部会を設置し調査を行い、教育学研究科長が専門委員会の審議を踏まえて当該異議申立てに対する決定を行うなど、授業担当教員以外の第三者が成績評価の公正性を確認できる体制を構築している。

また、成績評価に限らず、以下のような相談体制を整えている。学生が学習、経済、進路、人間関係その他各種困難な事態に直面した場合は、コース主任、専門委員に相談することになっている。またコースなどを超えた相談窓口を設けており、その場合は教育学部学務グループの相談受付窓口に申し出ることになっている。

設立以来、現在まで成績評価に対する異議申し立ては1件もない。これは、各授業担当者や指導教員と学生と の間で成績評価に関する十分な了解が相互になされているためと考えている。

《必要な資料・データ等》

資料 22 茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項 前掲資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

観点2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

教員同士での評価検討・確認、さらに教務・点検評価小委員会、専門委員会を経て、担当教員全体のFDを開催 し成績分布などを確認することで、成績評価の妥当性と検討の機会を担保している。なお、本教職大学院は、大 学院専任教員が中心的に教育課程を担うが、教育学部全教員が授業、実習等の院生の教育に関与している。

特に、実習関連科目では評価が難しいとされているが、具体的な項目を実習の手引きに掲げ、教員、学生、実習校と三者に周知することで評価ルーブリックとしての機能を持たせているのみならず、実習への参観評価を複数人で行って協議することで、評価の平準化を図り、評価の実体性と有効性を担保している。例えば、実習科目『教科領域実習Ⅱ』などは、各教科の指導教員1人と他教科も含む副指導教員3人が数回授業実践を参観し、実習期間中はほぼ毎日のように教員が指導に当たっている。このことにより学生の評価についても、学部学生の教育実習のような一度の研究授業で評価するのではなく、日々の授業参観と参観後の指導を繰り返すことによって指導と評価の一体化を実現し、授業力の向上につなげられる体制を整えている。

個別の科目については、上記のように教員間で検討した後、教務・点検評価小委員会において成績を確認して

いる(資料23)。その後、教員間で共有・検討するためのFDを定期的に開催している(資料24~31)。

「教職大学院の授業評価と学習成果と成績分布に関する FD/SD (2023.10.25 開催)」(資料 29) では、各授業科目について 2020 年からの経年変化をたどり、徐々に理解度や満足度などが増していることが確認された。また、2021 年からの経年変化では、「コース間融合実習」「コース間融合科目」「コース別科目」などの科目別に変化を確認し、それらの変化がどうして起こったのかについて検討した。

このように、評価の妥当性について、各科目で数回の検討の機会を設けている。

《必要な資料・データ等》

資料23 令和5年度授業科目成績一覧

資料 24 FD/SD 開催要項 (大学院・学部) 2024. 4.17

資料 25 FD/SD 開催要項 (大学院・学部) 2023.10.25

資料 26 FD/SD 開催要項 (大学院・学部) 2023. 2.15

資料 27 FD 開催案内メール (大学院・学部) 2022. 9.21

資料 28 FD 資料 (2024. 4.17)

資料 29 FD 資料 (2023.10.25)

資料 30 FD 資料 (2023. 2.15)

資料 31 FD 資料 (2022. 9.21)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

成績評価・単位認定、修了認定について、評価・認定を作成する段階から複数の教員が関わり、それらをコース、教務・点検評価小委員会、そして担当教員全体と段階を経て実施するなど、適正性を確保する体制となっている。また、成績評価に関しては委員会での確認や FD の開催により、関係教員による共有・検討が行われている。これらの取組の実施により、履修者から1件も成績・修了に関して疑義が出されていない。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

学生の単位取得状況については、本認証評価期間中の単位取得状況は令和4年度の1年次で99.8%であったものの(履修後に「取り止め」の学生がいた)、それ以外の単位取得率は100%で良好である(資料32)。

標準修業年限での修了率(学位取得率)については、いずれの年度も高い修了率である(資料33)。なお、令和3年度以降は100%を示していないが、それぞれ海外留学の学生がいたことによるものである。

資格取得状況について、教員免許状の取得状況(一括申請のみ)を資料34に示す。本専攻では令和3年度の改組にともない、特別支援科学コースの学生に特別支援学校教諭専修免許状を新たに付与できることとなった。養護教諭専修免許状はこれまでも付与可能ではあったが、養護教諭1種免許状を有する学生の入学がなく、養護科学コースの設置によりはじめて養護教諭専修免許状の取得者を輩出することができた。

さらに、教育学部の教職課程の授業科目を履修し、単位を修得することにより教員免許状の所要資格を得ることができる「教員免許取得支援プログラム」を改組後に開始した。本プログラムの受講者及び受講申請に係る教員免許状の免許種は資料 35 のとおりであり、教職に対する強い情熱と意欲を持ち本教職大学院の学修に励んでいることが分かる。

在学生の学習成果に関しては、ディプロマ・ポリシーの達成度把握のための修了時調査を全学的に実施している。改組後はじめて修了生を輩出した令和4年度調査では、3つの能力、すなわち、「子どもを深く理解できる力」「広い視野」「深い専門性」の達成度に関して、いずれの能力も肯定的な回答が100%であった(資料36)。その理由には、多様な子どもとのふれあい、子どもの行動の背景にあるものや多面的なものの見かた、教科の枠にとらわれずに教員と学生が協働して取り組んだことなど、専門性のみならず、本教職大学院の特長の1つである「子ども理解力」や「広い視野」を在学中に身につけていることがうかがえた。修了時調査に関わる情報は、教職大学院の専任教員のみならず、教職大学院に関わる兼担教員や職員も参加するFD/SDにおいて、共有を図っている(前掲資料25)。

さらに、学習成果の把握と学生等との共有については、主に指導教員による個別の履修指導の中で継続的に実施している。実践と理論の往還の場である実習を中心とした取り組みの中で、学生の毎時間の振り返りと、それに対する教員からの指導記述によって、教員は学生の学びの成果を把握し、学生は自分の学修の現状と不足を認識することができる(前掲資料 15)。さらに、組織的な取り組みとして、ポートフォリオを活用してディプロマ・ポリシーの達成状況を学生が定期的に記入し、それを資料とした指導教員との個別指導の実施を令和6年度から開始をするなど、更なる改善を図っている(資料 37)。

《必要な資料・データ等》

資料32 単位取得率データ(直近5年分)

資料 33 標準修業年限での学位取得率及び修了率データ(直近5年分)

資料 34 教育学研究科教育実践高度化専攻における専修免許の申請件数 (一括申請のみ)

資料 35 教員免許取得支援プログラム受講者一覧(令和3年度~令和6年度)

資料 36 修了時アンケート結果 (令和 4 年度教育学研究科向け)

前掲資料 25 FD/SD 開催要項 (大学院・学部) 2023.10.25

前掲資料 15 実習の記録

資料37 ポートフォリオ記入フォーム

観点3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。 [観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の学部新卒学生の進路状況について、平成 30 年 3 月から令和 5 年 3 月修了生における教員就職率を資料 38 に示す。令和 2 年度修了生(令和 3 年 3 月修了)では学部新卒者等の一部の学生で教員以外の進路を選択したために教員就職率は 85.7%(学部新卒者等修了生 7 名中 6 名)であったものの、それ以外の年度において教員就職率は 100%を維持している。国私立の教職大学院における令和 5 年 3 月修了者の教員就職率 90.4%(正規採用者の教員就職率は 71.7%)を上回っており、教員への高い志望動機をもって入学し、大学院での学修に取り組んでいる成果(学位取得率や修了率、ディプロマ・ポリシーの達成度の高さ)が反映していると推察する。

さらに、茨城県では教員採用試験において合格した大学院進学者に対して候補者名簿登録猶予制度がある。この名簿登録猶予制度の利用者は、令和5年度入学生で入学時点における学部新卒学生34名のうち16名であり、その学修の経過で令和6年度教員採用試験に9名が合格している。とりわけ、高等学校の保健体育のように志願倍率が26.0倍の枠に2名の合格者を輩出していた実績は、大学院での学びが成果として表れていると考える(資料39、資料40)。

現職教員学生について、平成28年度から令和4年度の修了生は計58名であるが、このうち学校管理職(校長、副校長及び教頭)や教育委員会の指導主事、主幹教員や教務主任等に就いて活躍する修了生は計34名であった。このことは、教職大学院での学習がスクールリーダーの育成に寄与していることを表している。ただし、34名のスクールリーダーはいずれも改組前に輩出した修了生であり、6コース制に改組後の修了生については、その後の推移を追跡する必要がある。

《必要な資料・データ等》

資料38 教員就職率データ(平成30年3月から令和5年3月までの修了生対象)

資料39 令和6年度教員採用試験(令和5年度実施)の合格者数等

資料 40 令和 6 年度採用茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について

(基準の達成状況についての自己評価:A)

大学院での学習成果の可視化に向けて、従来の単位の修得や修了状況、資格取得の状況のみならず、ディプロマ・ポリシーの達成状況を把握するために、修了時における達成状況の把握に努め、高い達成度となっている。さらに、在学中にも、指導教員による継続的な履修指導、ポートフォリオに基づくディプロマ・ポリシーの達成状況確認など、学生と教員の間で学習成果の把握・共有に努めている。学部新卒学生における学習成果の一つである教員採用状況は、全国平均以上の教員採用率、とりわけ正規採用率が高く、志願倍率の高い校種においても合格者を輩出している。さらに、現職教員学生における学習成果の一つである管理職等への登用実態もあり、学習成果との関連性を明示している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴

取から、どのように把握しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は平成28年度に学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースの3コース、入学定員15名で設置し、平成29年度より修了生を毎年輩出してきた。修了生の修了後の学習成果については、2期生(平成30年度修了生)及び3期生(令和元年度修了生)を対象として、令和3年3月に修了生及び修了生の赴任先の学校関係に調査を実施している。当該調査では、改組前のディプロマ・ポリシーにもとづき、専門性、知識・理解力、実践力、協働性に関して、教職大学院での学びが役立てられているかを調査した(資料41)。その結果、いずれの項目においても肯定的な回答を示しており、大学院での学びが修了後も活かされていることが明らかである。

さらに、修了生調査と同時に、修了生の赴任先の管理職を対象としたアンケートも実施した。修了生の勤務状況から、ディプロマ・ポリシーにもとづき、専門性、知識・理解力、実践力、協働性に関して、教職大学院での学びが役立てられているかを尋ねたところ、いずれの項目においても肯定的な回答が得られており、大学院での学びが活かされていることが明らかとなった(資料 42)。とりわけ、現職派遣による修了生において若手教員と協働して取り組む姿勢について評価した回答もみられ、現職教員学生と学部新卒学生との共修が効果として現れていると考えられる。

改組後の令和4年度修了生に対しても調査を実施し、新しいディプロマ・ポリシーに対応した3つの能力について、それぞれ肯定的な回答が多く得られた(資料 43)。さらに、修了生の赴任先の管理職を対象とした聞き取り調査(サンプル調査)でも、3つの能力に関連したエピソードが挙げられ、大学院での学びが教育実践に活かされていることを確認した(資料 44)。

このように改組前の3コース制及び改組後の6コース制における教職大学院での取り組みは、修了生及びその 赴任先の管理職から一定の評価を得ていることが明らかとなっている。

《必要な資料・データ等》

資料 41 修了生アンケート結果 (令和2年度実施)

資料 42 茨城大学教職大学院修了生が勤務する学校・教育委員会等の管理職アンケート(令和2年度実施)

資料 43 修了生調查(令和5年度実施)

資料 44 修了生の勤務先への調査 (令和5年度実施)

観点3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、 どのように把握しようとしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

観点3-2-1で記述したように、修了生の短期的な学習成果の把握のために、2期生(平成30年度修了生)及び3期生(令和元年度修了生)を対象として、修了生及び修了生の赴任先の学校関係に調査を実施した(令和3年3月に実施)。

6 コースに改組してからは、修了生には短期的追跡調査(1年後調査)を実施している(前掲資料 43)。なお、今後は、短期的追跡調査として3年後調査も予定しているほか、修了生の勤務先における管理職からの追跡調査(2年後調査)に関しては、令和7年に全学での調査スケジュールと合わせて2年ごとに実施することを予定している。なお、この調査に先立ち、改組後はじめて輩出した令和4年度修了生の一部を対象に、修了生が勤務する赴任先の学校等の管理職から聞き取りによるサンプル調査を実施した(前掲資料 44)。

今後、中長期的には、年に一度開催するホームカミングデイに参加する修了生に対して、教職大学院での学び

の成果や課題を聞き取ったり、観点3-1-2で記述したように、茨城県教育委員会の協力のもとで本教職大学 院の修了生における学校管理職(校長、副校長及び教頭)や教育委員会の指導主事、主幹教員や教務主任等への 登用状況を確認したりすることで学習成果を把握したいと考えている。

《必要な資料・データ等》

前揭資料 43 修了生調查(令和5年度実施)

前掲資料 44 修了生の勤務先への調査 (令和5年度実施)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

修了生の学修状況を把握するために、短期的には修了時点でディプロマ・ポリシーの達成度を調査するとともに、修了後にも修了生やその赴任先への調査を実施し、教職大学院で修得したディプロマ・ポリシーに掲げる3つの資質・能力が学校教育の現場でどのように活かされているのかを明らかにしようと試みている。その結果、修了時にはディプロマ・ポリシーの高い達成率を示し、その後の調査でもディプロマ・ポリシーに掲げる3つの資質・能力が学校教育の現場で活かされていることやその具体的なエピソードを収集することで、教職大学院での学習との関連を明らかにしている。さらに、中長期的には修了生の管理職等への登用状況を調査するなど茨城県教育委員会との連携のもとで、学習成果の把握に努めることを計画している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域4 教育委員会等との連携

基準4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、 どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1)教育課程連携協議会を活用した連携

茨城県教育委員会と茨城大学との連携に関する協定書(資料 45。平成 27 年1月に締結したものを見直し、令和3年度に再締結)を締結し、教育課程連携協議会(資料 46)において、茨城県教育委員会及び連携協力校等が含まれる近隣市町村の教育長と教職大学院の在り方について年1回意見交換を行っている(前掲資料 18)。直近では、改組後の教職大学院のカリキュラムとそれに基づく教育活動について点検評価を行い、今後教職大学院に期待することを調査した(資料 47)。その結果、本学における教職大学院の教育課程編成について、すべての参加者から肯定的評価が得られた。また、本教職大学院に対する具体的な要望の声もいただいたことから、今後の教育課程に活かしていくものとする。

(2) 茨城県教育研修センター等との連携

養成と研修の一体化の理念のもと茨城県教育研修センターと協定を締結し、茨城県教育研修センターの指導主事及び主査による教職大学院の科目への連携授業を実施しており、県の最新の取り組みを紹介するなど大学院の教育活動に活かされている(資料 48、49)。さらに、大学院生による教員養成セミナーへの協力、NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業としてカリキュラム・マネジメント実践力育成セミナーの開催(資料 50)、茨城県教育研修センター「校内研修支援事業」への参画、茨城県教育研修センターでの現職教員学生による研究成果発表会などを実施している(資料 51)。さらに、令和4年度は鹿嶋市校長会、令和5年度は神栖市・鹿嶋市校長会との連携のもと、校長会からの要望に合わせたテーマでNITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業として地域スクールリーダー育成セミナーを実施した(資料 50、52)。いずれの研修も教職大学院のカリキュラムの中で扱う内容を地域の学校教育の現場に還元するとともに、研修内容を受講者からフィードバックすることで教職大学院での教育活動を点検する機会となっている。

(3) 実習の連携協力校等との連携

実習の実施体制と指導向上のために、実習連絡協議会(資料53)を前期と後期に1回ずつ年2回開催している (前掲資料17)。前期は各実習科目の概要、指導体制ならびに評価方法、学生の研究テーマについて説明し、円滑な実習が行われるよう協議している。後期は、実習科目終了後に各連携協力校等にアンケートを実施し、実習の在り方や運営方法について協議し改善を図っている。

(4) 教育委員会との人事交流

茨城県との協定に基づき、退職校長等を教授として2名、附属学校園の教員を准教授として1名を3年間の期限付きで採用している。このような人事交流によって、教育委員会及び附属学校園との連携を強化し、大学院での教育活動のなかで、学校マネジメントや現代的な教育課題の視点を取り入れられる仕組みとなっている。

《必要な資料・データ等》

資料 45 茨城県教育委員会と茨城大学との連携に関する協定書

資料 46 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教育課程連携協議会細則

前掲資料 18 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教育課程連携協議会議事次第・資料・ 議事録

- 資料 47 教育課程連携協議会アンケート結果(令和5年度実施)
- 資料 48 茨城大学大学院教育学研究科と茨城県教育研修センターとの連携協力に関する協定書
- 資料 49 令和 5 年度茨城県教育研修センターと茨城大学教職大学院との連携授業一覧
- 資料 50 令和 4 年度 NITS コラボ研修報告
- 資料 51 令和 5 年度茨城大学教職大学院研究発表
- 資料 52 令和 5年度 NITS コラボ研修報告
- 資料 53 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会内規
- 前掲資料 17 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会議事次第・資料・議事 録

(基準の達成状況についての自己評価:A)

本教職大学院の改組に際しては、茨城県教育委員会との協議を重ね、互いの養成したい教員像に対応したカリキュラム編成となるように工夫した。その後も、教職大学院におけるカリキュラム編成に関しては、年1回開催される教育課程連携協議会において意見交換やアンケート調査を行うことで、茨城県の目指す教員像と新たに学校現場で抱えている教育課題に対応したカリキュラムとなっているか点検評価を行っている。さらに、教職大学院でのカリキュラム内容の一部を地域の教員に研修として還元し、その研修内容の評価をフィードバックすることで、教職大学院での教育活動を点検する機会として位置づけている。実習科目は、実践と理論の往還を行う上で重要な授業科目となっており、実際に実習科目に協力いただく各連携協力校や施設に対して、年2回開催される実習連絡協議会を通して各実習科目の概要、指導体制ならびに評価方法を確認するとともに、実習後には実習の在り方に関わる意見聴取を行い、実習科目の内容や運営方法の改善に努めている。教育委員会との人事交流も行っており、教育委員会及び附属学校園との連携を強化しながら、教職大学院での教育活動に教育現場の視点や現代的な教育課題を取り入れる仕組みを作っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域 5 学生支援と教育研究環境

基準5-1

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院においては、学校運営コースを除いて、現職教員と学部新卒者等の学生が在籍している。授業科目は、学生の学修履歴や実務経験等の違いを分けることなく協働での学びを展開しているが、両者の到達目標は異なることから、シラバスの到達目標がそれぞれ記載されている(基礎データ4シラバス)。さらに、実習科目においては、それぞれに対してねらいや評価基準を設定している(前掲資料 14)。このような異なる到達目標や評価基準に基づいて、履修指導や学修支援を実施している。

履修指導に際しては、学生1人につき1名の主たる指導教員と1名以上の副指導教員を配置している(前掲資料12)。各コースでコースツリーや履修モデルが示されており(前掲資料9)、これらの資料をもとに、主に指導教員が学生への履修指導や学修支援、各学生がテーマとする課題の学修指導を行っている。なお、現職教員学生に対する履修指導や学修支援に際して、研究者教員では対応が難しい学校教育現場での実務的な課題については現場経験のある実務家教員等に繋ぐなどの対応をとっている。

指導教員は日常の連絡窓口、緊急時への対応にあたっているが、専任教員や兼担教員にかかわらず、授業担当 教員への連絡が可能となるよう、オフィスアワー、研究室、メールアドレスの公開を行っている(前掲資料9)。

なお、合理的配慮が必要な学生に対する学修支援においては、全学組織として「アクセシビリティ支援室」が設置されており、受験上の配慮や入学前の事前相談のほか、入学後も修学相談を行っている(資料 54)。合理的配慮を申請したいと考えた学生については、アクセシビリティ支援室にて授業等で配慮を希望する点について確認し、妥当であると判断した内容が記載された提案シートに基づき、授業担当者が実施可能かどうかを検討することで合理的配慮の内容が決定される仕組みとなっている。

《必要な資料・データ等》

基礎データ4 シラバス

前掲資料 14 令和 6 年度茨城大学教職大学院実習の手引き

前揭資料 12 令和 5年度指導教員届

前揭資料 9 令和 6 年度茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)

資料 54 2024 いばだいガイドブック (該当箇所抜粋)

観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の修了生に対しては、各教員による個別的な連携支援を行ってきた。具体的には、卒業後にも継続した学修指導をすることで、大学の紀要に指導教員と連名で掲載したり、継続的な指導により学会での発表までの成果を上げたりするなど、指導教員と修了生との関係性は密である。

組織的には、修了時に連絡用のメールアドレスの登録を行ってもらい、連絡先を把握するとともに、勤務先調査を行って修了生の現状を把握することにつとめ、こちらからの発信として「教育実践フォーラム」など教員のための研修情報を提供している。また、授業プログラムの相談や校内研修や授業研究に関わる問い合わせ、学生派遣や常勤・非常勤講師に関わる相談などもこの相互連絡網を通して行っている。このような修了生からの要望

に合わせた学修支援体制を構築している。

上記に加え、年に一度、ホームカミングデイの開催も実施しており、在学時のコース以外の大学教員とも修了生が交流を図れる場を設定することで修了生に対する支援ニーズの把握や新たな学修支援につなげる機会を提供している(前掲資料8)。

《必要な資料・データ等》

前掲資料8 令和5年度教育実践フォーラム開催案内・報告

(基準の達成状況についての自己評価:A)

学生1人につき1名の主たる指導教員と1名以上の副指導教員を配置することで、特定の専門領域に偏ることなく、多面的な視点で学修指導を行っている。また、現職教員学生が抱える学校教育現場の課題や今後のキャリアに関わる相談に対しては現場経験のある実務家教員に指導をつなげるなどの対応をとっている。さらに、合理的配慮が必要な学生に対する学修支援は、全学組織と連携してそれぞれの授業担当者が実施可能な合理的配慮の内容で配慮を行っている。

修了生への学修支援においても、個別の教員による取り組みのみならず、網羅的に連絡先を把握して研修情報などを行きわたらせることや、ホームカミングデイの開催によって、修了生への学修指導の支援ニーズを把握する取り組みを組織的に行っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応 する措置が適切であること。

観点5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。 「観点に係る取組・改善等の状況〕

教職大学院の学生を含むすべての学生が学生生活全般にわたるあらゆる相談が可能な一次窓口として「茨大なんでも相談室」が設置されている(前掲資料 54)。相談は直接来談のみならず、電話や手紙でも受け付けている。相談室では相談受付者(インテーカー)が相談内容を聞き取り、その内容に応じて適切な相談員の紹介を行っている。

キャリア支援に関しては、主に全学教職センター(教育学部内に設置)が担っている。全学教職センターには、公立学校の管理職経験者を有する特任教授3名と就職指導講師3名が常駐している。特任教授は前期及び後期に週2コマで教員採用試験対策講座を開講し、教員採用に関わる講義を行っている。就職指導講師は教員就職進路相談室において相談業務や支援を行っている。これらの支援は教職大学院の学生を含む教職を目指すすべての学生に対して実施しているものである。なお、教職大学院の学生で教員就職進路相談室を利用した者に実施したアンケートで満足度は100%であった(前掲資料36)。このほか、各自治体における教員採用試験説明会の案内や教員関係機関の求人情報、教員採用試験対策講座の案内等は、学修支援システム(manaba)を通じて学生に周知している。

ハラスメントへの対応については、全学的な取り組みとして「国立大学法人茨城大学ハラスメント等の防止等に関する規程」(資料 55) が制定されており、その具体的な運用については「ハラスメント防止・救済・対策ガイ

ドライン」(資料 56)で解説されている。茨城大学ハラスメント相談員として教育学部(教育学研究科を含む)の教員 2名が配置され、学部生及び大学院生のハラスメント相談窓口として任務にあたっている。これらの情報は大学公式ウェブサイト上で公開されており、本学の学生サービスに関する総合冊子「いばだいガイドブック」(前掲資料 54)にも、ハラスメントに関する説明や相談窓口等の案内が記載されている。教職員に対しては、全教職員を対象としたハラスメント防止研修を行っており、ハラスメント防止に向けて全学の組織的取り組みの下で各教職員の意識の向上に努めている。

メンタル・ヘルスへの支援については、保健管理センターにおいて医師(精神科医)や公認心理師・臨床心理 士が学生のからだとこころの健康に関する相談に対応している。さらに、メンタル・ヘルスの不調により合理的 配慮が必要な場合にはアクセシビリティ支援室が中心となって対応している。

なお、前述のように、学生1人に対して複数の指導担当体制をとっており、指導過程の中で学生の学校生活上 の悩み、それに伴う相談や支援に対応できるよう努めている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 54 2024 いばだいガイドブック (該当箇所抜粋)

前掲資料 36 修了時アンケート結果(令和 4 年度教育学研究科向け):修了時調査項目 15

資料 55 国立大学法人茨城大学ハラスメント等の防止等に関する規程

資料 56 茨城大学ハラスメント防止・救済・対策ガイドライン

観点5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援(検定料、入学料及び授業料の減免等)に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

学生に対する経済的支援として、①入学料、授業料の免除又は徴収猶予、②奨学金制度、③優秀学生制度、④ ティーチング・アシスタント (TA) に大別できる。

入学料、授業料の免除又は徴収猶予については、茨城大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程(資料 57)、 茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程(資料 58)に基づき、経済的な支援を必要とする学生に対して、 全学での支援体制が整えられている。令和元年度以降で、本制度を適用した学生数について資料 59 に示す。教職 大学院独自の取り組みとしては、国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則第 14 条 第2項、茨城県教育委員会との協定(前掲資料 45)に基づき、茨城県より派遣される現職教員学生に対して、入 学料を全額不徴収としている。

奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金以外に、地方公共団体及び公益法人等が実施している奨学金があり、本学のスチューデントサクセスセンターが窓口となって情報の提供や相談及び手続きを行っている。令和元年度以降で、本制度を適用した学生数について資料 60 に示す。なお、日本学生支援機構の奨学金は、大学院第一種奨学生採用者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、貸与終了時に奨学金の全部又は一部(半額)の返還が免除される制度である。専門職学位課程である教職大学院の学生に対する業績評価に際しては、全学での基準とは異なり、教育機関におけるボランティアや非常勤講師など、実務経験に関わる業績も評価できるよう工夫されている(資料 61)。本教職大学院修了生は、令和4年度に2名が半額免除の認定を受け、令和5年度には2名を推薦している。

優秀学生制度については、学業成績が特に優れ、かつ、人物が優秀であると認められる学生に対して成績優秀学生として表彰し、授業料を免除する制度である。本教職大学院では、1年次(本学学部からの進学者のみ対象)及び2年次の学生から毎年度各2名以上を表彰し、授業料の免除候補者としている(資料62)。

TA 制度については、優秀な学生に対して教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する賃金を支払うものであり、本教職大学院の学生は TA に申請できる対象となっている。令和5年度からは、全学として、TA として従事可能な業務範囲の明確化を行うとともに、学内者(学生・教職員)向けホームページにおける制度や活動するまでの流れの周知、LMS(Learning Management System)でのオンデマンド動画を視聴する形での研修を開始するなど、大学設置基準等で求められている授業補助者の質の担保と業務デジタル化・効率化に配慮する形としている。本教職大学院では、令和5年度には33名の学生がTAとして業務を遂行した(資料63)。

《必要な資料・データ等》

資料 57 茨城大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程

資料 58 茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程

資料 59 入学料及び授業料免除・猶予適用者数データ

前掲資料 45 茨城県教育委員会と茨城大学との連携に関する協定書

資料 60 奨学金制度の採用者数データ

資料 61 茨城大学大学院奨学金返還免除候補者選考要項

資料 62 令和 5 年度成績優秀学生授業料免除推薦者数等

資料 63 令和 5 年度 TA 使用計画申請

(基準の達成状況についての自己評価:A)

学生への生活支援、キャリア支援、経済支援、学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルスへの対応を行う 全学組織が整備されており、教職大学院の学生を含むすべての学生に対して支援が行われている。とりわけ、キャリア支援に関しては、教育学部の施設内に設置されている全学教職センターが担っており、公立学校の管理職 経験者を配置するなど教職を目指すすべての学生に対する支援が行われており、利用学生の満足度も高いことが示されている。

経済的支援においても入学料、授業料の免除又は徴収猶予、奨学金制度、優秀学生制度や TA 制度が全学的な取り組みの中で行われている。その中でも、教職大学院独自のものとして、茨城県より派遣される現職教員学生に対する入学料の全額不徴収の取組があり、茨城県教育委員会との協定に基づき実施されている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準5-3

 \bigcirc 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。 **観点5-3-1** どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の授業で使用する講義・演習室は、基本的には学部との共用となっており、限りある施設を整備しながら効率的に活用している。

教職大学院の学生が自律的に学べる場として、共通院生室が整備されている(学校運営コース・教育方法開発コース・児童生徒支援コースの共通院生室: A 棟 425 と 435、教科領域コース・特別支援科学コース・養護科学コースの共通院生室: A 棟 208、221、222)(資料 64)。これらの共通院生室は、「模擬職員室」というコンセプトのもとでコース(教科)や学修履歴、実務経験の異なる学生が机を並べて過ごすことで、共に学び合い、交流できる場として設置されており、学年間の共通院生室は同じ階にあることから、異学年間の交流も図られている。さ

らに、教材開発室も整備されており (A 棟 203、206、417、B 棟 407)、教員の管理のもとで教材開発やグループ学習をするための部屋として活用されている。

なお、A 棟 2 階には全学教職センター管理の「模擬授業室 (A 棟 224)」が設置されており、小学校教室が再現されている。模擬授業室は、教職大学院の学生も使用可能であり、大学院の授業科目の中でも使用実績がある (例えば、専門科目『教育臨床問題と道徳』)。

さらに、後述する図書館本館には、学生が利用可能な施設として、可動式の机・椅子、アクティブ・ラーニングや問題解決学習に対応できるラーニングコモンズ、グループ学習室、個人が集中して学習できるサイレントルーム、学部4年次生及び大学院生のみが利用可能な研究ブースを整備している。さらに、本館1階にはライブラリーカフェ(地元企業であるサザコーヒー)が併設されており、授業や研究の合間に気分転換ができるとともに、教員や学生間で交流できる場となっている(資料65)。

教員の研究や指導のためには、個別に教員研究室が整備されている。教員研究室では、実習科目を含む課題研究等の指導に際し、学生一人ひとりの教育実践力向上のニーズに対応した指導の場として活用している。

《必要な資料・データ等》

資料 64 教職大学院に関わる教室等の平面図

資料 65 茨城大学図書館本館フロアマップ

観点5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

本学では情報基盤に係る総括及び DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進を行う全学組織として「情報戦略機構」が設置されており、副学長を機構長として全学的な情報ネットワーク関連の施設・設備のマネジメントを行っている。

授業に際しては、教務情報ポータルシステム (Campus Square) 及び学修支援システム (manaba) の導入により、LMS (Learning Management System) を活用した授業を展開しており、オンラインによる授業出席や資料配付、小テストの実施など授業の高度化や効率化を図っている。さらに、Office365 の導入により、オンライン会議システム (Teams)、動画配信 (Stream)、コメントペーパーやアンケート等の授業評価 (Forms) なども活用しながら、各授業の特性に応じてネットワークを活用した授業を展開している。それらの活用を促進するため、PC やタブレット等の ICT 機器を持参して授業に参加する BYOD (Bring Your Own Device) が実施されている。BYOD 実施の基盤として、講義・演習室、グループ学習室等の学生関連施設には Wi-Fi ネットワークが整備されており、授業内容に応じて BYOD で PC 等を活用した授業が展開されている。

《必要な資料・データ等》

なし

観点5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

茨城大学は水戸・日立・阿見の3キャンパスからなり、本研究科が所在する水戸キャンパスに位置する図書館本館には、図書750,004 冊、学術雑誌1,194 種、視聴覚資料2,076 点が所蔵されている。本館の面積は11,986

㎡、閲覧座席数は 690 席を整備しており、開館時間は、授業期間中であれば平日は 8 時 30 分から 20 時 45 分まで、土日は 11 時から 19 時までとなっている。休業期間中も平日は 8 時 30 分から 17 時まで開館しており、学生の教育及び研究には支障なく、十分な開館時間を設定している。

電子ジャーナルは、2,421種類を提供しており、本学では、Science Direct、Wiley、Springer Online Journal Archive 等を利用できる。図書館では蔵書検索(OPAC)を整備し、CiNii Research、Webcat Plus などのデータベース情報も積極的に提供している。さらに近年は電子ジャーナルに加え電子ブックの購入にも力を入れている。これらの電子的コンテンツは学外からも利用することができるため、学生は時間や場所に限定されることなく学習や研究を進めることができる。なお、本学図書館は、茨城県立図書館との相互貸借協定を締結しており、本学図書館を通して茨城県内の公共図書館の図書を取り寄せて借りることが可能となっている。

さらに、教育学部や教育学研究科における各専門領域に対応した図書や学術雑誌については、教育学部内に設置されたカリキュラム開発室(学部図書室、A棟101)に所蔵されており、水戸市を含む近隣の小中学校や附属学校で採用されている教科用図書やその指導書も配架されている。カリキュラム開発室は平日の10:00~17:00の間、開室しており、図書や雑誌の貸し出し管理等を行っている。そのほか、大型インクジェットプリンターも設置されており、授業や学会等の発表のために、ポスター印刷ができるように整備されている。さらに、デジタル教科書対応として、すべての教科の小学校と中学校のデジタル教科書を購入し、指導教員の監督のもと、自由にアクセスできる環境を構築している。

また、学生の2年間の取り組みをまとめた実践研究報告書(抄録)を含む年報は、本教職大学院のホームページに掲載している(資料 66)。大学院の設置3コース時には紙媒体で発行していたが、その後6コースに整備された段階で、電子媒体として社会的に広く閲覧できるように整えたものである。このことにより、さらに有効活用がなされている。一例をあげれば、本学には「委託生(内地留学生)」として県内の教育現場の先生が多く学びに来ている。その委託生が各教科を含め自己の研究課題を設定する際に、学校現場の現在的課題が網羅的に示されたこの年報が課題設定の一助となっている。

《必要な資料・データ等》

資料66 茨城大学教職大学院ホームページ(年報)

観点5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・ 設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

なし

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における教育活動等に関わる予算は、大学が策定する予算編成方針に基づき決定されている。教職大学院を含む全学のネットワーク関連の設備や電子ジャーナル等については、厳しい財政状況の中でもその必要性に鑑み、前年度から予算を増額させるなど、全学として必要な経費を投じている。授業等で使用する施設については、学部との共用化を図っており、学部と共通の経常経費の中で施設・設備整備の維持を行うことで経費

の効率化を行っている。さらに、教職大学院の運営支援経費が別途配分されており、学部と共用する施設・整備以外で、教職大学院のみで使用する施設・設備の維持に関して、共通院生室等運営経費として毎年計上している。このほか、安全衛生巡視により指摘された点への対応など、施設整備に臨時的に必要な経費に対応するため、大学院専門委員会の経費として、共通院生室等整備費を 200 千円計上している。また、全学的な Wi-Fi の設置よりもきめ細かに院生研究室(模擬職員室)での環境を整備したり、外部実習に持ち出せるよう携帯の Wi-Fi ルーターを契約して常備したりするなど、充実した教育研究環境の整備を行っている。

さらに、本学教育学部及び大学院教育学研究科に在籍する学生の保護者で組織されている後援会から、教職大学院の学生における実習科目でかかる旅費等の一部の補助を受けている。

《必要な資料・データ等》

なし

(基準の達成状況についての自己評価: A)

教職大学院と学部における教育研究環境の多くを共用化することで施設・整備維持に関わる経費の一元化と効率化を進めるとともに、教職大学院が独自で使用する施設・設備については別に予算を配分するなど必要とされる経費が投じられている。教職大学院が独自で使用する施設・設備としては、教職大学院の学生が自律的に学べる場である共通院生室を整備し、コース(教科)や実務経験の異なる学生が共に学び合い、交流できる場となっている。さらに、各コースに教材開発室を整備しており、教材開発やグループ学習が展開されている。これらの部屋や授業等で使用する施設はいずれも情報ネットワークが整備されている。また、キャンパス内に設定された図書館に加えて、教育学部内に設置されたカリキュラム開発室では、教育分野に関わる専門領域に対応した図書や学術雑誌が配備されており、近隣の小中学校や附属学校で採用されている教科用図書やその指導書も配架され、事務職員も常駐していることから教職大学院の学生において利用しやすい環境となっている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域6 教育研究実施組織

基準6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

観点6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

令和3年度における改組により「教育実践高度化専攻」への一体化が図られた。これにより、従来は教職大学院の管理運営の直接的な主体は専攻会議が担っていたが、研究科全体が教職大学院の一専攻となったことで、管理運営体制も根本的に変更となった(資料67)。各組織と管理運営の役割については以下に示す。

(1) 研究科委員会(前掲資料3)

目的:研究科委員会は学部の教授会に相当し、教育実践高度化専攻に関わる重要事項について審議する。

構成員:大学院担当の全教員によって構成。

開催頻度:原則として毎月1回開催。

審議事項:研究科(専攻)の人事、教務、入試、組織、その他の重要事項の審議。

(2) 大学院専門委員会(前掲資料4)

目的:大学院の運営の実務に関わる事項や研究科委員会に提案する事項を協議する。

構成員:原則として専任教員から選出(資料68)。

開催頻度:原則として月1回開催。

審議事項:教務点検評価、入試広報、研究科委員会に提案する審議・報告事項を扱い、必要に応じて各コースで検討すべきことを依頼。

(3) 実習運営委員会(資料69)

目的:実習に関わる計画立案、実習校との連絡・調整等について審議し、必要に応じて学部の教育実習との 調整を行う。また、実習連絡協議会の運営に関する事項も扱う。

構成員:委員長は大学院専門委員長とし、その構成員は専門委員と兼ねる。

開催頻度:必要に応じて大学院専門委員会後に開催。

審議事項:実習の計画、実施に関すること、実習連絡協議会に関すること等を審議。

なお、上記委員会の令和5年度の議事録を別添資料で示す(資料70)。

(4) 小委員会(資料68)

目的:入試広報、教務点検評価、実習の3つの小委員会に分かれ、専門委員会での決定事項にかかわる検討 や実務遂行にあたる。

構成員:構成員は専門委員とし、入試・広報小委員会、教務・点検評価小委員会、実習運営小委員会の3つの小委員会に分かれて業務分担を行う。

開催頻度:各小委員会で必要に応じて適宜開催する。

審議事項:入試や広報に関すること(入試・広報小委員会)、教務や点検評価にかかわること(教務・点検評価小委員会)、実習科目に関すること(実習運営小委員会)等を審議。

(5) 小委員会長会議(資料71)

目的:大学院専門委員会及び実習運営委員会で扱われる議題の起案や小委員会間の連絡調整を行う。

構成員:小委員会長及び専門委員長(専攻長)から構成。

開催頻度:年6回程度、必要に応じて開催される。

審議事項:大学院専門委員会や実習運営委員会で扱う議題、各小委員会での実務遂行内容及び進捗状況の確認、小委員会間での課題共有及び調整。

《必要な資料・データ等》

資料 67 大学院教育学研究科教育実践高度化専攻運営組織図

前揭資料3 茨城大学大学院教育学研究科委員会細則

前揭資料4 茨城大学大学院教育学研究科委員会専門委員会内規

資料 68 令和 6 年度専門委員会名簿

資料 69 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習運営委員会内規

資料 70 令和 5 年度研究科委員会・専門委員会・実習運営委員会議事録

資料 71 令和 5 年度専門委員会小委員会長会議議事録

観点6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 教職大学院の基本的な組織構成

本教職大学院は、6 つのコースで設計されている。専攻内の専任教員は25 名(内、実務家教員は8 名)を配置し、このうち13 名が大学院専門委員会に所属して教職大学院の運営に従事している(前掲資料68)。

(2) 交流人事による教員配置状況

本教職大学院における実務家教員として茨城県教育委員会から2名、附属学校園から1名の計3名が交流人事で専任教員に配置している(前掲資料45)。

(3) コースごとの教員配置の工夫

学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースは平成28年度の開設以来、原則として研究者教員と実務家教員によるチーム・ティーチング授業を行っている。学校運営コースは専任教員4名(うち、実務家教員2名)、教育方法開発コースは専任教員4名(うち、実務家教員1名)、児童生徒支援コースは専任教員3名(うち、実務家教員1名)で構成している。これによって理論と実践の往還が可能となっている。

教科領域コースには、10名の専任教員(うち、実務家教員4名)を配置するとともに、コース別専門科目では内容が教科専門に偏ることがないよう、原則として本学教育学部の教科教育の教員とのチーム・ティーチング授業を行っている。したがって、教科独自の専門性の深化を実現するために、兼担教員として多くの学部専任教員が参画している。

特別支援科学コースでは、専任教員を2名配置している。いずれも研究者教員であるが、1名の教員は教育課程・指導法が専門で過去に3年間の教員経験を有しており、特別支援学校や研修センター等で授業研究会や教員研修で指導や助言を頻繁に行っている。さらに、兼担教員には10年間の実務経験を有する学部専任の研究者教員がおり、コース内の協力関係のもとで、理論と実践の往還を果たしていく構成となっている。

養護科学コースでは、養護教諭としての高度な専門性を養成するために、研究者教員2名が専任教員となっている。そのため、養護学・学校保健学や学校看護学を専門とする学部専任の研究者教員(このうち1名は5年間の教育実務経験を有する)の協力を得て、理論と実践の往還を果たしていく構成となっている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 68 令和 6 年度専門委員会名簿

前掲資料 45 茨城県教育委員会と茨城大学との連携に関する協定書

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における専攻内の専任教員は25名で、そのうち実務家教員は8名である。この実務家教員の中には、著書や研究論文などの研究業績を有し、研究者教員として採用された者が4名いる。研究者教員ではあるが実務経験を有する実務家教員については、本学の専任教員(研究者教員)と同様の採用及び昇進の選考規程にしたがっている(資料72)。それ以外の4名の実務家教員(茨城県教育委員会や附属学校園からの交流人事を含む)については、実務家教員の選考・資格審査のための選考委員会を立ち上げ、人事を進めている(資料73、74)。このように実務家教員としての受け入れの基準を設けることで、実務家教員としての質の担保を行っている。なお、実務家教員としての実績を有する教員のうち、教育実務を離れて10年を超える者においては、教育現場との関わりや教育実践に関わる実績を有する場合には、実務家教員としての役割を継続できるよう基準を設け、この基準が満たされている事を毎年確認している(資料75)。

授業担当教員については、令和3年度の改組により、それまでの修士課程は教職大学院に移行し、「教育実践高度化専攻」への一体化が図られた。このため授業担当は専任教員のみならず、兼担教員も参画することで、専門性の担保を図っている。ただし、教職大学院における目的や機能を果たすために、教職大学院の授業担当教員(指導教員)においては資格規程及び基準を設けており、これに基づき資格審査を実施している(資料75、76)。

本教職大学院においては、兼担教員の中にも教育実務経験を5年以上有する研究者教員が15名おり、教育と研究の両面からアプローチ可能な人材を積極的に採用してきた。実務家教員としての選考・資格審査のための申し合わせはあるものの、教職課程認定における教員審査には研究業績が必要となるため、研究業績を積み上げながら教育実践に従事する実務家教員の養成が今後の課題である。

《必要な資料・データ等》

- 資料72 国立大学法人茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程
- 資料 73 茨城大学大学院教育学研究科及び教育学部実務家教員に関する内規
- 資料 74 茨城大学大学院教育学研究科及び教育学部実務家教員選考・資格審査申し合わせ
- 資料 75 教職大学院授業担当教員基準について
- 資料 76 国立大学法人茨城大学大学院担当教員資格規程
- **観点6-1-4** 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

大学院に関わる教員の指導学生数及び授業単位数に関しては、きめ細かな指導や学習効果の観点から教員の負担の偏りが生じないようにしている。

学生指導数に関しては、学生1人に対して指導教員1人と副指導教員複数名を設定している。その際、指導学生のおおよその人数を各コースで定めて分担しており、専任教員一人当たり8人程度の学生指導に当たっている (資料 77)。年ごとに学生の専攻や希望によって若干のばらつきは生じるが、資料に示す通り概ね均質化されている。本教職大学院の授業は、専任教員だけでなく兼担の学部専任教員も担当しており、学生指導においても積極的に関わっている。このように、大学院の専攻と学部の総合力で教職大学院における教育と研究を遂行することで、負担の偏り解消に寄与している。教職大学院での成果を学部教育に還元する上でも、兼担教員として教職大学院でのカリキュラムに積極的に参画することが有効であると考え、そのことは教職大学院のカリキュラムの

充実にもつながっている。

また、観点6-1-1に示したように、教職大学院の管理運営は専任教員が担っているが、教職大学院専任教員の負担を軽減するために、基盤教育科目の免除を行っている。しかし、大学院専任教員の学部での授業本数に偏りが生じており、そのことが課題であった(資料78)。そこで、令和6年度からの105分授業導入に伴い、学部及び大学院における授業の精選を実施することで、担当単位数を平準化するように調整し、専任教員や兼担教員に過度な負担がかからないように配慮している。

なお、教職大学院の共通科目については、6コース共通の科目を増やすなど科目の精選作業を進めていくことでさらなる負担軽減を図り、実習を含めた教職教育において、個別最適な方法により学生個々の資質向上を図りたいと考えている。

《必要な資料・データ等》

資料77 専任教員1人あたりの指導学生数(令和5年度)

資料 78 専任教員 1 人あたりの授業担当単位数 (令和 6 年度)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

令和3年度の改組で教職大学院の管理運営の直接的な主体が専攻会議から研究科委員会に一本化され、教職大学院の管理運営は専任教員を中心としつつも、兼担教員が教職大学院の運営に関与できる体制を整備している。これにより教育学部と教職大学院の教員が分断されることなく、一体的に授業や学生指導にあたることで負担の平準化を図っている。さらに、実務家教員の一部は、茨城県教育委員会との連携のもとで交流人事を行っており、附属学校園の教員からも専任教員に採用した後、茨城県の教員として転出することで、附属学校園を拠点とする実務家教員の輩出のための循環を図っている。それぞれのコースは特色を有しており、その特色に応じた教員構成の工夫がなされている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6−2−1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

「観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、専任教員と兼担教員の交流を図りつつ、組織的かつ競争的な研究風土を醸造すべく、教育学部研究・教育支援委員会(資料79)が中心となり、「研究カフェ」を定期的に開催している。

令和4年度は、本教職大学院教員による「ピアノ音楽の楽しみ、魅力について考える」というタイトルで話題 提供があり、ミニコンサートも開催した。また、別日には「運動は体も頭も使う〜楽しく取り組んで賢い子ども を育む身体活動〜」というタイトルで話題提供があり、特に幼児期から小学生期にかけての時期の身体活動の重 要性について理解を深めることができた。さらに、別日には「大学と附属の連携を生かした研究の可能性を探る」 というテーマにてこれまでの大学と附属学校園の連携活動の歴史を総括するとともに、今後の方向性について議 論を深めた。

令和5年度には、本教職大学院教員による「子どもの居場所づくり、のち、子どもエコクラブ、時々プログラミング、所によってダークツーリズム」、「保健だより活用の実態調査と医学教育の視点から見た教員養成」などを開催し、FDとは異なる教科を越えた教員研究の自由な議論の場を組織的・継続的に構築している。

また、教育研究は学内だけにとどまらず、学校教員との連携研究や他大学、学部教員との共同研究など多岐にわたっている。一例をあげれば、十文字秀行・宮本直樹「NOS の理解度向上のための科学史を利用した明示的指導」(茨城大学教育実践研究 42 (2023)、1-11)では、教職大学院専任教員の宮本教授が県内の高校の十文字教諭と協働して研究した成果であり、清水舜也・野本菜奈・吉野聡「学級適応感の向上につなぐボール運動の授業づくり」(茨城大学教育実践研究 42 (2023)、66-76)は、教職大学院専任教員の吉野教授と県内小学校勤務の野本教諭と当時大学院生であった清水氏の協働的研究である。そして、体育と音楽の融合的な教育の成果として、秋葉桃子・小口あや・吉野聡「教職大学院における芸術・スポーツ科目の成果と課題」(茨城大学教育実践研究 42 (2023)、44-55)などがあり、これらは本教職大学院の研究カフェに代表される組織的な研究活動の賜物である。

さらに、本教職大学院では、独立行政法人教職員支援機構による「教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業」において茨城県教育研修センターと連携しながら、研究活動に取り組んできた。本研究活動では、 茨城県内の各地域特性や研修ニーズを踏まえながら、オンデマンドでのセミナーの開催、テキストの作成を通じて、地域の学校等における教育課題の解決に寄与してきた。

《必要な資料・データ等》

資料 79 茨城大学教育学部研究·教育支援委員会内規

観点6-2-2 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

本教職大学院では、教職大学院における教育活動について組織的かつ継続的に分析、検討、改善することを重視している。こうした教育活動自体が研究活動であり、教師教育の現代的課題の追求、教職大学院における FD 活動、カリキュラム開発や特色づくりなどに深く関連する。

教員の協働による活動は授業を通して研究成果に結びつき、協働研究成果として結実している。一例をあげれば、コース別科目である専門科目『教材研究と授業設計』などを協働で担当している打越教授と宮本助教は授業の中での問題解決に当たり「授業におけるイメージ概念の活用に関する考察― イメージと言葉の異同の把握を手がかりとして ―」を学部紀要にまとめた(72号、p. 403-417)。また、コース別科目である専門科目『国語科科目研究(国文学・漢文学)』を協働担当している宮崎准教授と李助教は中学校教科書で使用されている学習教材を院生とともに読み込む中で課題を発見し、「文学教材を用いた主体的・対話的で深い学び ~魯迅「故郷」を段階的に読む方法~」を学部紀要にまとめている(72号、p. 11-24)。このように、授業での教員の協働的な関わりが新たな知見を生み出すことに寄与している。

また、教職大学院独自のFD は年に二回行っている。具体的なテーマは、大学院の授業の現状と評価についてである。継続的に行うことで、院生の学修の経年変化を分析し、次の授業プログラムに生かしている。例えば、令和4年9月のFDでは、本FDが授業改善に役立つかどうかについて、「役立つ」と回答した教員が37名中25名であった(前掲資料27、31、資料80)。令和5年10月のFDでは同様の質問で32人中30名が「とても役立つ」「参考になる」と回答していた(前掲資料13、25、29)。具体的な記述では、「漠然とした手ごたえについて数値で示していただけるのはありがたいです。今後の課題についてある程度把握できると思います。」「膨大なデータからエビデンスとして提供していただいたため。あとはそのデータをどのように工夫して本教職大学院の成果として示すことができるかにかかっている。」などの意見があった。このことは、各授業担当者が自分の授業を客観的に検証するために、データによるFDが有効的に働いていることが示されている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 27 FD 開催案内メール (大学院・学部) 2022. 9.21

前掲資料 31 FD 資料 (2022. 9.21)

資料 80 教育学研究科 (教職大学院) FD アンケート (2022. 9.21)

前掲資料 13 教育学研究科 (教職大学院) FD/SD アンケート (2023, 10, 25)

前掲資料 25 FD/SD 開催要項 (大学院・学部) 2023. 10. 25

前掲資料 29 FD 資料 (2023. 10. 25)

観点6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、学部との一体的な教育組織を標榜し実践しているため、独自の事務組織を編成していない。 そのため、学部等支援部水戸地区事務課の教育学部学務グループと総務グループの職員が、所掌に応じて教職大 学院の事務を分担している(資料 81)。また、奨学金や授業料免除等の学生支援に関することはスチューデント サクセスセンターが、教職を志す学生へのキャリア支援は全学教職センターが担当しており、全学と連携しなが ら対応している。

教員組織と事務職員組織とは常に連携しており、教育学部学務グループの職員が専門委員会、小委員会長会議、研究科委員会等の会議に必ず出席しており、かつ、学外構成員を含む実習連絡協議会、教育課程連携協議会などにも必ず担当職員として参加している(前掲資料 70、71)。このことにより、学生の状況や授業の取り組み状況などを把握し、現在大学院内で生じている問題や学生の実態を的確にとらえ事務職員として学生の実践力を向上させるための方策を検討している。

また、教員と事務職員等がともに参加し、スキルを磨いたり、意見交換を行ったりする場として、全学として 教育 DX・授業改善 FD/SD を開催している。例えば令和5年度は、令和6年度からの105分授業の導入に向けて、 インストラクショナル・デザイン、アクティブ・ラーニング等の手法について、実践的手法に係るワークなども 行いながら、導入に向けた実践的な対応を促すなど、その時々の課題等を捉えて実施している(資料82)。

《必要な資料・データ等》

資料81 教育学部事務部組織表(令和6年5月1日現在)

前掲資料 70 令和 5 年度研究科委員会・専門委員会・実習運営委員会議事録

前揭資料 71 令和 5 年度専門委員会小委員会長会議議事録

資料82 令和5年度第3回教育DX・授業改善FD/SDの開催について

(基準の達成状況についての自己評価:A)

研究する環境としてFDや「研究カフェ」などを組織的・定例的に行い、既存の教育的研究ではない新たな研究 課題に対して、内容的にも精神的にも対応しうる環境を整備している。また、学生の学力向上に対しては、個別 の授業検討や成績評価検討、教職員のスキルアップのためのFD/SDを定期的に開催することで、事務職員と教員 とが連携を図っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域7 点検評価と情報公表

基準7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

「観点に係る取組・改善等の状況」

本教職大学院では、国立大学法人茨城大学内部質保証に関する規則、国立大学法人茨城大学内部質保証の実施に関する規程に基づき、大学全体での点検・評価、教育状況等の改善向上を図るための基本的な体制を整えている。教職大学院の専任教員も基本的には同システムに沿って、自己の教育活動について日常的・定期的に見直しを図るサイクルの中で教育活動を展開しているが、加えて、専攻内に教務・点検評価小委員会を形成し、点検評価とFDを関連づけながら、教育改善が図れるよう組織体制を整えている。

教職課程の点検評価は、教職課程自己点検・評価マニュアル(資料 83)に基づき、部局実施責任者が、必要に応じ実施責任者に指示し、授業担当教員の点検結果に基づき点検している。本教職大学院の点検結果については、教職課程点検・評価・改善報告書(学部等)により、大学院の教務・点検評価小委員会が確認し、教職課程実施責任者に報告しており(資料 84)、他学部・研究科も含めた全学の点検結果等に基づき、教職課程自己点検結果報告書を策定及び公開している(資料 85)。

その他、教員の配置について教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足していることや、担当授業 科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況の把握などを、教務・点検評価小委員 会、専門委員会、教育学研究科、全学教職センターと組織的な報告・点検体制を整えている。

また、教職課程が適切に設定されているかどうかのチェックとして、毎年シラバスチェックを行っている。これは、各教員のシラバス作成者用チェックリストを作り自己チェックするとともに、教務・点検評価小委員会によって、全体チェックを行い、問題がある場合は作成者に連絡して、改善を求めている(資料86)。

さらに、半期ごとに担当した授業科目ごとの履修学生による授業評価アンケートを実施しており、担当者はそのアンケート結果に基づいて自己評価を行う。年度末には、科目全体を見渡した全体評価を行い、教育改善につなげていくようなサイクルが形成されている。

本教職大学院は、理論と実践の往還を目指すという特性から、特に実習科目の果たす役割が大きい。そこで、本教職大学院では上記のような全学的なシステムを通じた履修学生の意見聴取の他、各実習終了後にも別途アンケート調査を実施している。その結果を取りまとめた資料は、実習校・施設の関係者及び茨城県教育庁学校教育部義務教育課の担当者を構成員とする実習連絡協議会において協議する時間を設け、学外関係者の意見を教育改善に活かしている。(前掲資料 17)

《必要な資料・データ等》

資料83 教職課程自己点検・評価マニュアル

資料 84 令和 5 年度教職課程点検・評価・改善報告書(教育学研究科)

資料 85 令和 4 年度教職課程自己点検結果報告書

資料86 令和6年度教育学研究科シラバスチェックリスト

前掲資料 17 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会議事次第・資料・議事録

(基準の達成状況についての自己評価:A)

点検・評価の体制として、授業担当者の相互点検、専門委員会小委員会のシラバスチェック、全学教職センタ

ーとの共同による全学的点検、学習者のアンケートを含めた意見聴取によるフィードバック点検など、複数の段階的な点検システムを構築し、年間を通じて適切な時期に行っている。そして、その結果については実習連絡協議会を通して県内の教育機関に周知し、連携と改善を図っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。 **観点7-2-1** 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。 [観点に係る取組・改善等の状況]

教育研究活動の成果は、①入学希望者の学生や現職教員、②在学生の関係者、③教育行政組織等を主なターゲットとしつつも、社会に対する説明責任の観点から広く情報を発信している。

①については、パンフレットを毎年更新することで、大学院の現時点での実態が見えるようにしている。また、本教職大学院等のウェブページにおいても適宜情報発信することで、大学院の現在を知らせる手立てとなっている (資料 87)。具体的には、授業の一環として行われた「検地実践プロジェクト参画」などの情報を写真とともに公開し、大学院生が大学の外で協働的に研究している様子などを発信することで、大学院の魅力を伝えるようにしている。

②については、学生たちの普段の様子をウェブページなどを通して発信している。具体的には、数多くある実習指導の一つの実習科目『教材開発実習 I B・II B』での学外施設での実習の様子や、実習科目『教材開発実習 I A・II A』での放課後児童クラブ(放課後学級)での実習の様子などを載せることで、学生たちの生き生きとした表情が見られるようにしている。また、茨城県立歴史館や茨城県近代美術館、放課後児童クラブなどの社会教育施設での実習を行っていることを広く社会に知らせることで、社会的な意義についても発信できるよう心掛けている。

③については、ウェブページで「NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業」や「茨城県教育研修センターでの現職派遣院生・研究成果発表会」の様子を掲載し、茨城県や全国的な教育組織と連携していることがわかるような情報発信を行っている。また、現職教員学生が多数を占める学校運営コースをはじめとした実践系3コースでは独自に「教育実践研究論集」を作成し、教育委員会、教育事務所、所属校に配付することで、県内の教育組織に対して質の高い研究成果を提示している。また、全体としてはウェブサイトに「年報」として修了生全員の論文成果を載せることで、全国的な教育の資質向上に寄与するよう努めている(資料88)。

全体的な情報発信として、年度末に「教育実践フォーラム」を開催し、入学希望者、教育行政組織等の直接のステークホルダーのみならず、教育に関心のある方すべてを参加可能として開催している(前掲資料8)。令和4年度及び令和5年度は対面とオンラインのハイブリッドで実施した。昨年度は、北海道から STEAM 教育の第一人者をお招きして講演していただき、その後ディスカッションするなど、教科の枠を超えた研究教育という本学の教育を広く発信できるような企画を行った。

《必要な資料・データ等》

資料 87 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻ウェブサイト 資料 88 令和 5 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(教職大学院)年報 前掲資料 8 令和 5 年度教育実践フォーラム開催案内・報告

(基準の達成状況についての自己評価:A)

教職大学院の教育研究活動等の状況及び成果を、広く社会に公表するため、ステークホルダーの存在を明確にして、その対処に合わせた情報の発信を行っている。そのための手段としては大学院ウェブページが主たる方法であるが、そのほかにも「年報」のウェブサイトへの掲載、「教育実践フォーラム」開催、教育カリキュラムや授業内容を紹介する「パンフレット」など、様々な他者に対するアウトリーチを可能にする方法を取り入れている。さらに、昨年度から「ホームカミングデイ」を設けて修了生の状況を把握したり修了生との絆を強固なものにしたりするなど、発信と検証を同時に行いつつ、社会的な存在意義を明確にするように努めている。以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

VⅢ 法令要件事項の確認

法令要件事項 (チェック式等により確認する事項)

法令要件事項(チェック式等により確認する事項)					
	チェッ ク欄 (該当 ☑)	項目	根拠法令等	評価 基準、 観点等	根拠資料等
1	Ø	教育課程連携協議会の設置、産業界等(教育委員会)との連携による教育課程の編成、実施・評価	専門職大学院設置 基準第6条第3項、 第6条の2	$2-1 \\ 4-1$	資料 46 茨城大学大学院教 育学研究科教育実践高度化 専攻教育課程連携協議会細 則 資料 18 令和5年度茨城大 学大学院教育学研究科教育 実践高度化専攻教育課程連 携協議会議事次第・資料・議 事録
2	Ø	5 領域についての授業科目(共通科目)の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する領域・・	平 15 年告示第 53 号第8条第1項	2 - 1	資料 9 令和 6 年度茨城大 学大学院学生便覧(専門職学 位課程) p. 29-38 シラバス(基礎データで確 認)
3		1年間又は1学期に履修科目と して登録できる単位数の上限の 設定	専門職大学院設置 基準第11条	2 - 2	資料 20 茨城大学大学院教育学研究科規程
4		修了要件単位数(45 単位以上) うち実習 10 単位以上	専門職大学院設置 基準第29条	2-1 2-4	資料 20 茨城大学大学院教育学研究科規程
5	Š	学生に対する評価及び修了の基 準の明示等	専門職大学院設置 基準第10条第2項	2 - 4	資料 19 茨城大学大学院学則資料 21 茨城大学学位規則
6	Ø	専任教員数	平 15 年告示第 53 号第1条 教科教育関連 26 年告示 161 号	6 – 1	(基礎データで確認)
7	Ø	必置専任教員数に対する実務家 教員数(4割以上)	平 15 年告示第 53 号第 2 条第 5 項	6 – 1	(基礎データで確認)
8	Ø	必置実務家教員のうちみなし専 任教員の割合 (3分の2の範囲内)	平 15 年告示第 53 号第2条第2項	6 – 1	(基礎データで確認)
9	Ø	みなし専任教員の業務要件 (授業担当年間4単位以上ほか)	平 15 年告示第 53 号第 2 条第 2 項 平 30 年告示第 66 号	6 – 1	(基礎データで確認)
10	Ø	必置専任教員のうち教授の割合 (必置の専任教員の半数)	15 年告示 53 号 第 1 条第 7 項	6 – 1	(基礎データで確認)
11	Ø	SD研修に該当する機会の設定 等	大学院設置基準第 9条の3第1項	6-2	資料 25 FD/SD 開催要項(大学院・学部) 2023. 10. 25 資料 29 FD 資料 (2023. 10. 25)

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等